

議事日程(第3号)

平成22年3月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

| 順位 | 質問者         | 質問事項<br>質問の要旨  | 質問の相手     | 備考 |
|----|-------------|--|-----------|----|
| 1  | 6番<br>大庭 隆昭 | 1. エコクリーンプラザみやざきに係わる問題について<br>・浸出水調整池破損等諸問題について、外部調査委員会の提言や確認書など今後の協議の進め方を問う。<br>①担当課長レベルにおける具体的調整について<br>②浸出水調整池の補強工事について<br>③元役職員5人の背任容疑と損害賠償請求の現状について   | 町長        |    |
|    |             | 2. 自殺対策の取り組みについて<br>・平成19年の本県の自殺者は394人、人口10万人当たりの自殺率は34.6と全国で2番目に高い。平成18年自殺対策基本法制定により、自殺対策は今社会に課せられた喫緊の課題である。本町の取り組みの現況を問う。<br>①本県における自殺の現状について<br>②自殺対策を進める上での基本認識について<br>③自殺を減少させるための取り組みの考えについて<br>④分野別の自殺対策の取り組みの考えについて<br>⑤自殺対策協議会における取り組みの現状について | 町長<br>教育長 |    |
|    |             | 3. 過去の質問に対する処理と進捗状況について<br>・第4次高鍋町行政改革大綱の進捗状況と実現成果について、行政改革の重点事項の中間年度における達成成果と見込みの答弁を受けてきた。今回は最終実績と成果について問う。<br>①効率的で質の高い行政運営の推進について<br>②分権型社会に対応した財政基盤の強化について<br>③町民と協働によるまちづくりについて   | 町長<br>教育長 |    |

| 順位 | 質問者          | 質問事項<br>質問の要旨  | 質問の<br>相手           | 備考 |
|----|--------------|--|---------------------|----|
| 2  | 13番<br>中村 末子 | 1. 子どもの医療費助成について<br>①新富町などと同じ助成はできないのか<br>②国保滞納世帯についてどのような助成があるのか<br>③児童を預かる教育現場として医療費助成についてどのように考えておられるのか   | 町 長<br>教育長<br>教育委員長 |    |
|    |              | 2. 農業振興について<br>①尾鈴畑地灌漑についての基本的な考え方<br>②一ツ瀬パイロット事業との比較検討はあるのか<br>③一ツ瀬事業区域内での当初からの作付内容は<br>④営農支援体制はどのように行っているのか<br>⑤一ツ瀬事業に関しての貸付金返済について土地改良区内の状況はどうなっているのか | 町 長<br>農業委員会        |    |
|    |              | 3. 行財政改革の進捗状況について<br>①行政事務連絡員制度問題について、話し合いは進んでいるのか<br>②保育園の臨時職員雇用について、人件費との絡みはどのように調整を図るのか<br>③職員の地区配置について、どこまで地域行事など対応できるのか<br>④シルバー人材などへの補助金問題の進捗状況は   | 町 長                 |    |
|    |              | 4. 温泉券配布についてと温泉利用について<br>①無料券配布を従前にとの住民要望にどう応えるのか<br>②温泉利用について年齢で差をつけられないか<br>③食事と温泉利用で1,500円であるが、利用しにくいとの意見があるが<br>④働いている人と利用者のギャップはないのか                | 町 長                 |    |
| 3  | 2番<br>黒木 正建  | 1. 放課後児童クラブについて<br>①東小学校で平成18年から実施され3年を経過しようとしているが、現場からの要望等に対してどのような対応をしているのか伺う<br>②学校側、現場側との協議等はなされているのか伺う  | 町 長<br>教育長          |    |

| 順位 | 質問者         | 質問事項の要旨   | 質問の相手     | 備考 |
|----|-------------|---|-----------|----|
|    |             | 2. 蚊口浜海岸保安林について<br>①松くい虫による被害が目立つが実態を伺う<br>②今後の対応を伺う  | 町長        |    |
|    |             | 3. 小丸川運動公園（多目的広場）の活用について<br>①スポーツ少年団（野球）の対外試合等対応できるよう、内野部分の芝の除去はできないものか伺う                               | 町長<br>教育長 |    |
| 4  | 7番<br>柏木 忠典 | 1. 22年度の水田農業方針について<br>①農家戸別所得補償制度について<br>②「焼酎麴用加工米」について   | 町長        |    |
|    |             | 2. 教育事務所の再編について<br>①現在の7事務所を平成22年度より3事務所に再編されると聞く<br>具体的内容を聞く<br>②編成後隔たりのない教育水準を維持することができるのか            | 教育長       |    |
|    |             | 3. 小児生活習慣病について<br>①将来見据えた早期の予防対策は   | 町長<br>教育長 |    |
| 5  | 3番<br>池田 堯  | 1. 尾鈴地区土地改良事業について<br>①国が土地改良事業費の半減を表明しているが、今後計画の変更があるのか<br>②開閉栓方式について<br>③切原川の水利権について<br>④県営事業の取り組みについて | 町長        |    |

出席議員（16名）

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 緒方 直樹君  | 2番 黒木 正建君  |
| 3番 池田 堯君   | 5番 水町 茂君   |
| 6番 大庭 隆昭君  | 7番 柏木 忠典君  |
| 8番 矢野 友子君  | 10番 岩崎 信也君 |
| 11番 八代 輝幸君 | 12番 徳久 信義君 |
| 13番 中村 末子君 | 14番 春成 勇君  |
| 15番 永谷 政幸君 | 16番 時任 伸一君 |
| 17番 山本 隆俊君 | 18番 後藤 隆夫君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

|         |        |            |        |
|---------|--------|------------|--------|
| 町長      | 小澤 浩一君 | 副町長        | 川野 文明君 |
| 教育長     | 萱嶋 稔君  | 教育委員長      | 児玉 安夫君 |
| 農業委員会会長 | 渡瀬 俊弘君 | 代表監査委員     | 黒木 輝幸君 |
| 総務課長    | 間 省二君  | 政策推進課長     | 森 弘道君  |
| 建設管理課長  | 曾我部義雄君 | 農業委員会事務局長  | 松木 成己君 |
| 産業振興課長  | 長町 信幸君 | 会計管理者兼会計課長 | 正崎 博君  |
| 町民生活課長  | 三浦 敏君  | 健康福祉課長     | 井上 敏郎君 |
| 税務課長    | 田中 義基君 | 上下水道課長     | 芥田 秀則君 |
| 教育総務課長  | 永友 吉人君 | 社会教育課長     | 東 啓三君  |

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） どうも、おはようございます。きょうは公民館関連の代表者の方々も傍聴席にお見えをいただいております。本当にありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きたいと思います。

日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 日程の第1、一般質問を行います。

手元に配付の通告一覧表の順番どおり発言を許します。

まず、6番、大庭隆昭議員の発言を許します。

○6番（大庭 隆昭君） おはようございます。一般質問を行いたいと思います。

まず、第1点、エコクリーンプラザみやざきにかかわる問題について質問をいたします。

財団法人宮崎県環境整備公社は、平成7年3月に設立されました公益法人であります。

現在、県及び11市町村にかかわる一般廃棄物プラザについてであります。

施設は美しい自然環境、快適な生活環境を守るため、廃棄物総合処理センターを約362億円を本体施設見込み額で建設をされました。平成17年11月、供用開始された施設でございます。御案内のとおり、エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池破損等諸問題について外部調査委員会の調査を通し、提言されております。住民サービスに支障

を来すことのなく、全面的に機能回復するための再検討の必要性を生じております。

確認等につきまして、今後の協議の進め方について質問をいたしたいと思います。要旨でございますけれども、1点、担当課長レベルにおける具体的調整について、2点、浸出水調整池の補強工事について、3点、元役職員5人背任容疑と損害賠償請求の現状についてであります。

第2点、自殺対策の取り組みについてであります。平成19年の都道府県別人口10万人当たりの自殺率は、全国平均25.9人に対し、本県は34.6人で、九州・山口9県のワースト1位、全国でも2位と自殺率が高い傾向を示しております。九州・山口で平成19年の1年間に自殺した4,603人、本県は394人と追い詰められ、死を選ばざるを得なかった人がこんなにも大勢おり、行政だけではなく、社会に課せられた喫緊の課題でございます。ほとんどが借金や過労、いじめなど、さまざまな要因であります。だれにも言えず苦しんでいる人が、今、側にいるかもしれないのであります。今日、社会問題として啓発だけではなく、実態を把握し、分析することが必要だと指摘する声がございます。

平成18年、自殺対策基本法の制定により、地方公共団体が対策に着手し始めたと聞いております。本町での自殺対策の取り組みについて、お伺いをいたします。

まず、要旨として、1、本県における自殺の現状について、2、自殺対策を進める上で基本認識について、3、自殺を減少させるための取り組みの考えについて、4、分野別の自殺対策の取り組みの考えについて、5、自殺対策協議会における取り組みの現状についてであります。

3点目といたしまして、過去の質問に対する処理と進捗状況についてであります。第4次高鍋町行政改革大綱の進捗状況と実現成果について、質問をいたします。

その内容は、行政改革の重点項目についてでありました。その現時における中間年度として、達成成果と見込みの答弁をいただいたのであります。今回は、その最後の最終実績と成果について質問をいたします。

要旨でありますけれども、1点、効率的で質の高い行政運営の推進について、2点目に分権型社会に対応した財政基盤の強化について、3、町民と協働による、まちづくりについてであります。

3点の質問に対する要旨につきましては、自席において質問をいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、担当課長レベルにおける具体的調整についてであります。エコクリーンプラザみやざきを運営する財団法人宮崎県環境整備公社には、決定機関である理事会と諮問機関である評議員会が設置されております。担当課長が参加する機関といたしましては、評議員会ですが、この評議員会の構成が、今年度から以前の出捐団体中心の構成から地元対策協議会を加えた事業参画市町村の担当課長を中心とした構成となったところであり

ます。

評議員会では、理事長の諮問に応じ、調査、審議するとともに、必要に応じて理事長に建議する機関であり、決定権はありませんので具体的調整を行うことはできないこととなっております。また、その他、担当課長会も随時開催されておりますが、その中では運営に係る重要案件ではなく事務的な話し合いが行われております。

次に、浸出水調整池の補強工事についてであります。基礎杭の変更等に伴い、6カ月の工期延長が必要となり、完成期日が平成22年11月30日となったところであります。私といたしましては、地域住民の生活に直接影響があるものでありますので、早期の完成を望んでおりますが、長期の使用に耐えうるしっかりとした浸出水調整池をつくるためには必要なことであるため、まことに遺憾であります。やむを得ないのではないかと判断しております。

次に、元役員5人の背任容疑と損害賠償請求の状況についてであります。まず、背任容疑については平成21年3月16日に、宮崎県警察へ告訴状を提出し、受理されましたが、平成22年1月5日に宮崎地方検察庁から不起訴処分の通知を受けたところであります。

次に、損害賠償請求については現在2箇所の法律事務所と委任契約を締結し、協議を進めているところであり、浸出水調整池の設計、施工管理を委託した現株式会社エイト日本技術開発及び地盤工事を施工した三井住友・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体に対し、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求訴訟を準備が整い次第、提起する予定であるとのことでありました。

次に、自殺対策の取り組みについてであります。当町における自殺者の推移は、平成17年が5人、平成18年が3人、平成19年が7人で、平成15年から19年までの5年間の平均は4.2人となっております。

本町の取り組みといたしましては、宮崎県自殺対策行動計画に基づき、平成21年10月に、県とみんなの町をみんなでつくろうフォーラムin高鍋町実行委員会主催による、「みんなの町をみんなでつくろうフォーラムin高鍋町」を開催し、地域における自殺対策について、参加者全員で考えていただいたところであります。

現在、この実行委員会が囲炉裏端会議として発展し、高鍋町が生き心地のよい地域となることを目的に、さまざまな活動に取り組んでいただいております。

また、平成22年度に自殺予防に向けた啓発活動として、町の駅におけるパンフレットの配付、囲炉裏端会議との共催による自殺対策フォーラム及びコンサートを計画しているところであります。

次に、第4次高鍋町行政改革大綱の最終実績と成果についてであります。1つ目の効率的で質の高い行政運営の推進につきましては、文書管理システムや例規の電子化など、電算システムの再構築を初めとする事務事業の合理化、蚊口保育園の廃止、退職金制度や管理職手当、特殊勤務手当の縮減などによる経費節減、昼休み窓口業務の拡大による町民

サービスの向上など、実施したところであります。

2つ目の分権型社会に対応した財政基盤の強化につきましては、既存の事業や補助金の見直し、事務事業評価方式の導入や県内旅費日当の見直しなどにより、経費節減を図るとともに税や保育料などの徴収強化、町ホームページや広報誌への、有料広告掲載など、自主財源の確保に努めてきたところであります。

3つ目の町民と協働によるまちづくりにつきましては、人事運営等の公表などにより、行政の透明化を確保するとともに、指定管理者制度の導入による民間活力の活用、パブリックコメント制度や審議会委員の公募制度導入により、町の施策の決定過程に町民の皆様が参加できる仕組みを構築したところであります。

全体の実績といたしましては、取り組み項目110項目のうち、一部実施を含めた実施済みの項目が94項目と、約86%の達成率となり、削減効果額については目標金額を上回る6億900万円となったところであります。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 自殺対策の取り組みについての考えについてお答えいたします。

学校におきましては、道徳の時間における命の教育を初め、各教科や総合的な学習の時間等における動物の飼育や植物の栽培などの自然体験活動を通して、命を大切にする教育を進めております。このようにすべての教育活動を通して、命の教育に取り組むことが自殺防止につながるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、学校における命の教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。まず、第1点についてでございますけれども、1番といたしまして、担当課長レベルにおける具体的調整についてでございますが、県市町村における協議内容をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。お答えします。

まず、担当課長レベルにおける会議の実施方法や内容についてでございますが、会議の開催につきましては随時に行われる場合や理事会前に行われるなど、さまざまでございます。

また、協議内容につきましては、理事会に諮る事項の確認や事務的なもの、さらに公社の現状報告などがございます。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。県市町村における協議の内容でありますけれども、特に本町の意見等をお伺いしたいと思っておりました。

今後の協議の進め方として、県市町村の担当課長レベルにおける具体的に成果されると

いうことですので、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、口といたしまして、他の関係議会への内容説明は行われておられるか伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。他の関係市町村の議会への内容説明についての状況でございますけれども、県、宮崎市、または関係市町村がエコクリーンを利用していますが、それぞれの立場で対応されているということは聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 次に、口といたしまして、他の関係議会の理解は得られているか伺いをいたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。関係市町村の議会の理解は得られているのかとの御質問ですが、すべてを把握しているわけではございませんが、また郡内の状況を確認しましても、はっきり申し上げて状況がつかめず断定的なことを申し上げることができません。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。諸問題について関係市町村など、市町村の意見調整表を見ますと、考え方といろいろな内容が異なっております。

議会に対して内容を十分説明をしていただいて、理解が得られるように求めたいと存じております。

次に、口といたしまして、確認書の締結に至る経緯について、町長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。確認書の締結の件であります。本町としては6月議会で貸付金の御承認をいただいた上で、県及び他の10市町村とともに締結させていただきました。私としましても、すべてが納得できるものではありませんが、地元の方々の安心・安全並びに継続的な町民サービスの確保を優先させたものであります。

以上でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。町長から答弁ございましたけれども、いろいろ見てみますと、町長の意見それから議会の意見等を強く主張されてこられたと伺っております。今後も町民サービスに支障を来すことのないよう頑張っていただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、口といたしまして、公社組織の改善について外部調査委員会のコメントや関係者から運営に対し、厳しい非難がございます。改善されたのか、町長にお伺いをしたいと思

います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。公社組織の改善につきましては、施設の利用状況や、県、関係市町村の責任等を踏まえ、理事会並びに評議員会につきましては、平成21年4月から参画市町村中心の新しい役員構成となったところであります。

また、現在、事務局体制の改善について検討をしているということであります。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。2番目といたしまして、浸出水調整池の補強工事についてであります。

まず、1に、工事の見直しについてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。浸出水調整池の工事の見直しについてでございますが、工事の変更並びに進捗状況につきましては、先ほど町長が申し上げたところで、また工事の詳細につきましては、12月16日に公社が来庁され説明されたとおりでございます。

なお、この補強工事に関しましては、公社としていつでも説明に伺うと言われております。また、現場視察に来られれば、その際にも詳しく説明を行いたいとのことですので、議員の皆様の時間の都合がつけば、私も御案内させていただきたいと存じます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。公社等について説明をいつでも来ていたしたいというようなことでございますけれども、議員の協議会において検討していただいた上で、公社に対して工事等の係る事項等について伺ってまいりたいというふうに考えております。

次に、ロといたしまして、工事費に係る協議の考え方について町長のほうにお伺いしたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。浸出水調整池の補強工事に係る協議の考え方についてであります。工事費についてはもう既に公社への貸し付けを行っているところであり、変更分の費用につきましても、現在の予算内で執行できると聞いております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。次に、公費負担の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。全般的な費用負担の考え方については現在公社が弁護士と協議し、損害賠償請求の進捗を進めており、その費用負担についてはその裁判の結果を待ちたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。3番目といたしまして、元役職員の5名の背任容疑と損害

賠償の現状についてでありますけれども、平成22年の1月5日に、宮崎地検は不起訴といたしました。公社の理事長は、報道によりますと、納得できないとして検察審査会議への審査申し立てを検討しておるといようなことをお聞きしております。

まず、1に、原因や責任の所在が明確されないと関係者への理解が得られないと思いますが、町長としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。報道での背任容疑不起訴に対する、検察審査会への申し立てに関しましては、まだ何も連絡を受けておらず、その方向性については不明確な状況であります。しかし、私も議員の言われるとおり、責任の所在を明確にすることが関係者の理解を得ることにつながるのではないかと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。次に、損害賠償請求の現状についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。損害賠償請求の状況に関しましては、現在公社が弁護士と協議を進めており、裁判所へ訴状を提出するための詰め作業を行っているとお聞きしております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。いろいろ答弁をいただいたわけですが、エククリーンプラザみやざきにかかわる問題でございますけれども、供用開始以来さまざまな問題を生じ、報道されてきております。関係市町村住民は、隠ぺいされたことへの怒りや安全性への疑問から移転を求める声も出ております。

町長が答弁をされましたように、当初の目的どおり、生活に直結するものでありますので、諸問題について最大の努力と早期の解決を望み、この質問を終わります。

次に、自殺対策の取り組みについてでございますけれども、まず、本県における自殺の現状についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをしたいと思います。本県における自殺者は平成10年に前年比79人増の388人となって、大幅に増加をいたし、その後おおむね300人台後半で推移をしているところでございます。

平成19年には、過去最悪の394人の方が自殺により亡くなれております。これは人口10万人当たりの自殺死亡率が全国で2番目という不名誉な記録になっているのが現状でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。答弁がございましたけれども、平成19年に高鍋で7名と自殺をされております。平成21年の10月に、県の自殺対策行動計画に基づき取り組んでいるということでございます。

また、教育長からも「命を大切にするという教育を推進し、努めてまいりたい」と答弁がございました。

今もお答えございましたけれども、本県は自殺死亡率が全国で2番目と多いわけがございますけれども、政府が2月の5日に自殺総合対策会議を開催をされておりますけれども、全国では12年間連続で年間3万人を超えておるといことも報道されております。

命を守る自殺対策緊急プランを策定されたのでありますけれども、例年自殺者数が最も多い3月、今月でございますけれども、自殺対策強化月間と定め、地方公共団体、関係民間団体などとも連携して、当事者が支援を求めやすい環境をつくるための生きる支援として重点的な啓発活動を展開することになっておるといことでございます。

本町におきましても、緊急強化基金事業に取り組んでおられます。県が3月の9日から28日まで県立図書館で自殺対策に関するパネル展示などを開催されております。ぜひ参加をしていただきたいというふうに望んでおります。

次に、二といたしまして、自殺対策を進める上での基本認識についてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。自殺対策を進める上での基本的認識についてであります。平成18年10月に、自殺対策基本法が施行されました。さらに、平成19年6月には、この法律に基づき、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が閣議決定され、平成28年度までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減少させるとの数値目標が示されました。

これを受けて県は平成19年11月に、知事を本部長とする宮崎県自殺対策推進本部を設置し、平成20年6月には、宮崎県自殺対策推進協議会が発足し、平成21年2月に宮崎県自殺対策行動計画が策定され、官民一体となった対策に取り組んでおります。

町といたしましても、国・県等の指針に基づき、一体となって自殺対策を推進していかなければならないと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。答弁がございましたように、宮崎県の自殺対策行動計画が作成されております。本県における総合的自殺対策に関する提言といたしまして、まず1点に、自殺は追い込まれた末の死ということでございます。

2点が自殺は防ぐことができるということでもあります。

3番目に、自殺を考えている人は、サインを発しているということが柱として基本認識として指摘をされておるといことでございます。

次に、3点といたしまして、自殺を減少させるための取り組みの考えについてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。自殺を減少させるための取り組みについ

てでございますけれども、自殺は地域、職場、家庭、個人が自殺対策に取り組むことで防ぐことが可能になるというふうに言われており、人と人とのつながりや人間性の豊かな地域づくりが自殺予防を実現するものと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。答弁がございましたように、自殺予防を実現することが考えられますけれども、具体的に1として、自殺対策を進めるための基盤づくり、それから、2点が1次予防、事前予防、3点が2次予防、自殺発生への危機対応、4番目といたしまして、3次予防、事後対応の各家庭での取り組みが提言されておるようでございます。

次に、4点といたしまして、分野別の自殺対策の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。分野別の自殺対策の取り組みについてでございますが、この分野別には高齢者それから労働者、多重債務、自殺未遂、遺族への対応、幾つかの分野がございますが、先ほどもお答えをいたしました、具体的な自殺対策につきましては、平成21年2月に県が策定をいたしました、宮崎県自殺対策行動計画に基づき、県と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。学校におきます、いわゆる児童・生徒を守るための対策についてでございますけれども、自殺は孤立の病というふうに言われておりますけれども、問題に直面している子供にとってまず大切なのは周囲の友達あるいは方々とのきずなの回復だというふうに考えます。そういうときに、例えば学校におきましては、1人の教師ではとても対応し切れるものではなくて、組織的にこの危機に対して対応していかなければならないというふうに考えているところです。

そのためには普段から子供を見守ることが大事になるわけですが、そしてその子供の情報をお互いに教師同士が交換しておくことが必要になるわけですが。現在、各学校では名前はそれぞれ違っておりますけれども、「ハートフル委員会」ですとか、あるいは「校内サポート委員会」あるいは「いじめ不登校対策委員会」、こういった教職員の研修の場、情報交換の場として、週に1回あるいは月に1回程度開きながら子供たちを見守っているところです。

それから、相談体制の充実も大事になるわけですが、教育相談というのを学校では行っております。それから、学校には今スクールカウンセラー、あるいはスクールアシスタント、それから教育事務所にはスクールソーシャルワーカーといった専門家の方々が配置されておまして、そういうところと連携しながら相談かつ体制の充実を図っているところです。

また、地域の方々との連携ということで、民生児童委員の方々との連携、あるいは健康福祉課との連携も図るよう努めております。

最後に、もう一つ、体制として、問題を抱える子供の自立支援事業というのを現在取り

組んでおりまして、訪問支援員と言われる人を2名町内に配置しておりまして、この方が家庭との相談あるいは子供との相談、そういったことに当たりながら問題を抱える子供の問題の解決に努めているところです。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。いろいろと指導されておられます。子供の自殺を見ますと、全体の約1%が生徒・児童、子供と言われておるようでございます。

最近全国的な状況でございますけれども、新人の教師等が、自殺が最近多いというふう聞いております。原因は保護者からの多様な要望に対応が難しいと、そういう現在の社会の時代になっておるといことが言われております。トラブルとかそういうものをどうしても解決できないということで、ベテランの教師もなかなかそういった指導ができないということも言われて。学校全体で受けとめることができる体制づくりというものが急務であると言われておりますので、そういった面においても教育長のほうでよろしく御指導をお願いをしておきたいと思っております。

先ほど、健康福祉課長からも答弁ございましたけれども、分野別といいますと、いろいろな児童・生徒も含め、高齢者、労働者、多重債務とか自殺未遂者、遺族に対する各分野別の自殺の特徴があると言われております。自殺対策の方向や取り組みがあらうかと考えますけれども、県の自殺対策行動計画に基づき、県と連携を取り組んでいくとの考えの答弁がございましたので、密に連携をとっていただきたいと思っております。

次に、5でございますけれども、自殺対策協議会における取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをしたいと思います。

自殺対策協議会における取り組みでございますけれども、宮崎県自殺対策行動計画に基づきまして、県は平成21年10月に高鍋保健所において、総合的な自殺対策を推進し、より生き心地のよい地域づくりに資することを目的にして、西都児湯医師会や市町村等を含め、31の団体機関で構成されました西都児湯地域自殺対策推進協議会を設置をいたしております。ここでは、生きる力応援、うつ病対策事業、それから自殺ゼロプロジェクト推進事業に取り組み、啓発用のチラシの配付、それから民生委員等を対象にした傾聴講座や講演会など、各種事業を展開をしているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。御答弁がございましたように、高鍋保健所においても総合的な自殺対策を推進されております。今回は啓発用チラシの配布、講演会など各種事業を行っているというようなことでございます。

また、各保健所内の自殺者数、年齢別、原因動機別など、質問用紙に挙げておりますけれども、時間の都合がございますので、後ほどにまた時間があれば質問をしてみたいと思っております。それで、自殺対策は行政だけではなく、一人一人に課せられた課題であると思

います。一人でも多くの尊い命を救うために、ともにできることからすすんですることをモットーとして、皆さんと一体となって取り組むことが不可欠だと思いますので、よろしく願いをしておきたいと思います。時間がありませんでしたら、また質問いたしますけれども、次に移りたいと思います。

3点目でございますけれども、町長の答弁で取り組みの状況が報告されましたけれども、110項目のうち94項目を実施したとの答弁がございました。未実施項目が16項目ございますので、その現状の状況についてどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。第4次高鍋町行政改革大綱の未実施項目がどうなっているかについてであります。第4次高鍋町行政改革大綱では16項目について未実施となりました。しかし、行政は継続であるとの考え方から、第5次行財政改革大綱で引き続き検討を行う項目、大綱には記載しないが、担当課で引き続き検討を行う項目、今後も実施については困難であると判断した項目の3つに分類し、現在も取り組みを進めているところでもあります。このうち、組織の再編・課・係の見直しなど、7項目が実施済み。公共施設の管理の一元化など、3項目が来年度実施予定。下水道事業計画の見直しなど、4項目が検討中となっております。水道事業の広域的合併など2項目につきましては実施を断念しておりますが、その事業の必要性や機運が高まった場合には、再度検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。未実施16項目について、行財政改革大綱を引き続き担当課の意見や実績を適切に検討された結果の答弁をいただきました。

前回、私が質問いたしました時点からしますと、実績済みの項目が、80%が86%に達成をされております。また、削減効果額につきましても、当時は5億円という答弁でございましたけれども、目標額の5億5,000万円を大きく上回る6億900万円達成されたとの答弁でございました。私は、まず、町当局の創意工夫や御努力によりまして、こういう成果が出たというふうに関心から感謝を申し上げておきたいと思います。時間がまいりましたけれども、少し、5分ですかね、5分ございますので、一部をお伺いしたいと思います。

先ほど申し上げておきましたけれども、自殺者の数です。各県及び各保健所内の自殺者数、それから年齢別、それから原因動機別についてをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。自殺者の内容についてのお尋ねでございますが、これは平成19年度の資料になっておりますが、県では先ほど申しましたように、394名の方が19年度亡くなられております。そのうち、宮崎市保健所管轄が105名、それから都城が77名、延岡が38名、日南が35名、小林が39名、それから高鍋が西都児湯管内でございますけど、33名、高千穂が13、日向が36、中央保健所が18と

いうふうに各保健所の数値はなっております。

それから年齢別でいきますと、これはもう県下でいきますが、10代が4名、それから20代が37名、30代が38名、40代が46名、50代が114名、60代が58名、70代が48名、80代以上が37名ということになっております。男女別でいきますと、圧倒的に男性のほうが多いという状況になっております。

高鍋の保健所の数値7名の内訳ですが、20代男性が1名、50代男性が3名、60代男性が1名、70代男女各1名の計7名ということになっております。

それから、原因動機別でございますけれども、健康問題が全体の26名、それから経済生活問題が12名、原因不明が9名、男女問題が5名、その他家族、勤務、その他となっております。

それから、職業別でございますけど、無職の方が27名、勤め人、会社員という方が9名、そのほか自営、家事従事者等になっております。そのような内訳でございます。

○議長（後藤 隆夫） 6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。最近ですけれども、2月、先月ですけれども、新富町で自殺対策地域協力員団体「梅の木ライフ」というのが設立されております。呼びかけ人が心理カウンセラーとして、清トシ子さんという、88歳の方がそういう代表になっておられるようでございます。

私が、本県で西諸県地区が県内でも一番多いということで、県のほうでモデル地区ということで、平成18年度から取り組んでおられます。いろんな研究とかそういうことをされておられます。私も問い合わせまして、いろんな取りまとめをさせていただいております。そういったのを体験と申しますか、そういうものを取りまとめて資料をいただいておりますので、これを参考にまたしていただければいいかと思っておりますので、これを差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

自殺が年々ふえておると、もう全国的にですね。そういうことで大変心配をいたしておりますので、よろしく御指導をお願いしたいと思っておりますし、実際、数値が394名ということですけども、実際はそれのもう何倍という数値が、の数の方が亡くなっておられるということがまず事実と、真実であるというふうに聞いておりますので、これ以上ふえないように、ひとつよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、大庭隆昭議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。10分から再開をいたしたいと思います。

午前10時57分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

## 日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、13番、中村末子議員の質問を許します。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。日本共産党の中村末子が住民の皆さんを代表して、登壇しての質問を行います。通告に従い、4項目について質問を行います。

政権交代による財政状況変化が自治体にどのような影響を与えるのか、大変心配をしてまいりました。高鍋町では、商店街への活性化をどのように促していくのか、最後の予算と思いながら取り組む姿勢があるようです。

そこで、提案ですが、高鍋町は住みやすいまち、永住するのに非常にいいまちとして、子育て、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりが必要と考えます。そのためには、まず子供の医療費負担が少なく早目の受診、保健センターや民間の子育て支援が充実してはどうでしょうか。医療費助成をせめて小学校卒業時までとはできないでしょうか。

また、国では国保税などの支払いがなく、自治体が独自で助成する医療費への恩恵が受けられないということは回避できてきたと思いますが、住民への周知徹底はどうなっているのかお伺いします。

また、このような医療費助成によって、学校教育にはどのような影響があるとお考えになっていらっしゃるのでしょうか。教育委員会での協議内容にそのような課題をもって臨まれたことはあるのでしょうか。

次に、農業振興策について質問します。

現在、特別委員会を設置して、尾鈴畑地かんがい事業について請願審査を13回行っています。区域内の農業者にとっては、川南方式などとの違いがどうなるのかとの不安があるようです。

請願審査の中で、私は請願の助成していただきたいとの部分には農業者の現状、将来を考えたときに、高鍋町で財政の許す範囲で支援するのは当たり前だと思っております。しかし、川南方式であれば、支線水路までは農家負担分をゼロとし、開閉栓方式とされるようですが、高鍋町ではどのような工法、方式をとられるのかお伺いします。給水栓、散水路線工事に関しての農家負担は10%を予定されているのか。農業者から水が必要だから川南方式でやってほしいとの要望があるようですが、どのような説明を行っていらっしゃるのでしょうか。

一ツ瀬パイロット事業との関係についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

また、その区域内での作物、作付に関して、農業者の満足のいく結果は得られているのかお伺いします。

未施工区貸付金についてはどのように返済をしているのか、実態を答弁していただきたいと思えます。

次に、第5次行財政改革についてお伺いします。

行政事務連絡員制度廃止問題については、どのように解決されていくのか。問題の先送

りが財政に与えた影響は幾らになっているのか。保育園の民営化によって、人件費の動向はどうなってきたのでしょうか。補正予算で公立保育園の人件費が計上されておりました。計画に変更が生じたのかどうかお伺いします。

職員の地区担当制については、これから自治公民館では新年度に向けて役員改正や総会準備を行います。担当者はどのような動きになるのか、流れを示していただきたいと思えます。

シルバー人材センターなど補助金についてはどのような削減を行う予定なのかお伺いします。

観光協会は空き店舗にその居を移すようですが、石井十次顕彰会などについては、何らの変更もないのか答弁を求めます。

次は、温泉利用者からたくさんの声が寄せられましたので、その中から選んで質問を行いたいと思えます。

まず、温泉券の無料配付の問題です。「どうしてか」との問いにはどのようにお答えしたらよいのでしょうか。新富町では「ある年齢以上の人は300円らしいけれども、高鍋はそうならないのか」、との問いにどう答えればよいのでしょうか。高鍋町で、「萬葉亭がお客さんが少ないので、1,500円で温泉と食事と一緒にしているが、年をとると食が細いので、安くしてくれれば利用しやすいんだが」との意見にはどう答えたらいいのでしょうか。

また、「温泉で働いている人の中には、近ごろは少しはあいさつなどよくなったけれども、愛想が悪い人がおるけど、この人たちはどういうふうに考えているっちゃろか」との声にはどのように答えたらいいのでしょうか。

住民はこのように意見や要望を数多く出されます。確かに財政状況や人員配置によって大変だとは思いますが、対応マニュアルなどをつくり、住民から喜ばれる施設となるように努力していただきたいと思えますが、いかがお考えでしょうか。

ユニクロはフランスに出店しました。誇り高いフランス人には受け入れられないのではないかと外野席の声には、日本と同じ対応ができるように、現地スタッフを厳しく教育したそうです。そのことがフランスでも受け入れられ、売り上げを大きく伸ばしている最大の要因がそこだそうです。

高鍋町でも職員一人一人が、「住民こそ主人公」の立場で対応できれば、住民から評価していただくのももうすぐだと思えます。いかがでしょうか。

これで登壇しての質問を終わります。あとは発言者席にて行います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、子供の医療費助成についてであります。乳幼児医療費助成事業につきましては、平成19年4月から、これまでの入院に加え、入院外の対象年齢が3歳未満までであったものを小学校就学前までに助成対象を拡充した制度改正を行ったところであります。県内

の市町村の助成内容は、新富町、木城町、西米良村が助成対象年齢を中学校卒業までとしており、それ以外の市町村では小学校就学前までとなっております。

議員御提案の小学校卒業までに制度を拡充した場合、町の追加財源が約2,500万円程度必要であることや、国が乳幼児医療費の窓口負担を減免している自治体に対し、国保補助金の減額調整を行っていることなどから、当面は現行制度を維持してまいりたいと考えております。

また、早目の受診につきましては、この助成制度を御活用いただき、早期発見、早期治療に御協力をいただきたいと考えております。

民間の子育て支援につきましては、NPO法人A Iにより、高鍋子育て支援ルームきらきらが開設されましたので、ファミリーサポートセンター、高鍋町健康づくりセンターにおける支援や町内の保育園における一時保育の継続した実施等をあわせ、子育てに悩む母親等の支援体制を整備し、子育て家庭における、さらなる負担の軽減と母親等の就労の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、国保税滞納世帯に対する子供医療費助成の周知徹底についてであります。国民健康保険税滞納世帯には、納税相談などのきめ細やかな納付勧奨を心がけ、資格者証の交付は行わず、短期保険証を交付してきたところであります。

なお、平成20年度から、国民健康保険税滞納世帯に属する中学生以下の被保険者には全員6カ月の短期保険証を交付しております。

次に、農業振興についてであります。児湯地域には一ツ瀬川地区土地改良事業で整備された畑地かんがい施設が既にあり、生産性の向上や収益性の高い作物への転換が図られ、農業経営の向上に大きく貢献したものと考えております。

現在進められている尾鈴地区土地改良事業につきましても、畑地かんがい用水を利用した収益性の高い畑作農業の展開を図るため、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、尾鈴地区土地改良事業と一ツ瀬川土地改良事業との比較検討についてであります。一ツ瀬川地区土地改良事業では未施工地区が発生し、その解消のため現在も協議が進められているところであります。

尾鈴地区土地改良事業では、このような事態が発生しないように、受益者に畑地かんがい用水の必要性を十分に説明し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、負担金軽減等の農業者からの要望につきましては、今後負担割合を検討する上で判断してまいりたいと考えております。

次に、一ツ瀬川地区土地改良事業内の圃場作付についてであります。昭和61年の作付調査によりますと、春、秋に植えつけられた飼料が835ヘクタール、春作物の甘藷が383ヘクタール、秋作物の野菜類が421ヘクタール、お茶が57ヘクタールでありましたが、平成20年の作付調査では、飼料野菜類の作付面積については余り変化はなく、甘藷の作付面積が604ヘクタールと倍増しており、お茶については4.5倍の257ヘ

クタールの作付面積となり、大幅に増加しております。

また、水を活用した施設栽培の作付面積につきましては、昭和58年に16ヘクタールであったものが平成20年には78ヘクタールと4倍近くの伸びを示しております。

次に、営農支援体制につきましては、一ツ瀬川地区においては児湯農業改良普及センターが個別に栽培支援、営農指導を行っているところであります。

また、現在進められている尾鈴地区につきましては、関係機関が参画し、構成している尾鈴地区畑作営農改善推進協議会で地区の特性を生かした作物の選定を行い、最適な営農方式の確立と定着化を推進することとしております。

次に、一ツ瀬川地区土地改良事業の貸付金返還についてであります。一ツ瀬川土地改良区より、平成15年から返還を受けており、その返還金は賦課金を財源としたものであります。

次に、第5次高鍋町行政改革大綱の進捗状況についてであります。取り組み項目56項目のうち、一部実施を含めた実施済みの項目が47項目、率にして約84%の進捗率となっております。また、来年度実施予定の準備中の項目が4項目、実施に向けた検討を進めている項目が5項目となっており、おおむね当初計画どおりに進捗していると考えております。

行政事務連絡員制度の廃止についてであります。昨年度、制度の廃止に向けた考え方を行政事務連絡員の皆様方などに説明し、御意見を伺ってまいりました。この結果を踏まえ、第5次行財政改革実施期間は報酬を1割程度削減した上で、現行制度を維持する方針を行政事務連絡員会で説明し、本年度から報酬の削減を実施しているところであります。この項目については、目標どおりとはなりませんでしたが、制度の存続と報酬の1割削減という一定の結論を得ており、解決したものと考えております。また、今後もよりよい制度の構築に向け、調査、検討を行っていくこととしております。

次に、保育園の職員の人件費の動向についてであります。平成21年度当初予算と平成22年度当初予算を比較した場合、職員の早期退職等により、職員数が27人から22人と5人減少したため、3,783万4,000円の減少となったところであります。

次に、地区担当制度についてであります。試行期間である今年度は、「お知らせたかなべ」等の広報物の行政事務連絡員への配付を主な業務として、町の行政情報の提供、地区全体の意見、要望などの担当課への取り次ぎなどを行ったところであります。

また、本格実施に向け、公民館長や行政事務連絡員、職員に意向調査等を実施し、制度のあり方について検討を行ってきたところであります。本格実施となる平成22年度以降は、行政と地域との密接な協働体制の確立を目指し、これまでの業務に加え、地区に対する行政側の最初の窓口として公民館長と連携しながら、担当地区の課題、要望の把握から回答、出前講座の調整、地区の要望による地域づくり意見交換会等を主な業務として地区とかかわっていくほか、職員間での情報の共有化や地区担当制度に関する相談窓口の設置など、内部体制の強化も図る予定にしております。

また、御質問の地区担当職員の地域行事への対応についてであります。地区の総会や役員会などは地区により運営や開催方法などが異なること、また公民館の自主的な運営を阻害しないためにも、地区担当者としての参加は控えさせたいと考えております。

次に、シルバー人材センターなどへの補助金についてであります。平成17年度から補助金検討委員会を設置し、町単独補助金について見直しを行ったところであります。これまでに、補助金の一律20%の削減、さらに妥当性や必要性、効率性を再検討するために、それぞれの補助に対し、見直し期限である終期を設定したところであります。それらのほとんどの補助金が平成22年度に終期を迎えることから、団体の考えも考慮しながら、目的達成度、効率性、必要性、公平性を検証してまいりたいと考えております。

また、これまでも補助事業に余剰金がある場合は、返還を求めています。継続の必要がないと判断された場合、補助金を削減、廃止し、運営の自主・自立を促進してまいります。また、削減一辺倒ではなく、住民が主役との意味から、真に必要な事業、要望のある事業について補助していくために、住民の皆さんによる提案型のまちづくり事業に対して補助していく未来づくり事業の公募に取り組んでまいります。

また、石井十次顕彰会につきましては、その事業により社会福祉の向上に積極的に努めていただいております。町といたしましても支援を行っているところであります。そのようなことにより、現在のところ事務所は中央公民館を利用いただいております。

次に、温泉券配付についてであります。無料券配付を従前にとの要望についてであります。

温泉無料保養券は、平成20年度まで70歳以上の希望者に交付しておりました。当初は住民の健康推進を図ることと、温泉利用者数の向上を目的として事業を行ってまいりましたが、こういった保健事業費は、直接国民健康保険税負担に影響するため、厳しい財政事情のもと、税負担と給付のバランスを考慮し、現在では宮崎県後期高齢者医療広域連合の補助事業を活用いたしまして、長年社会に貢献されてきた75歳以上の方に限定して交付を行っているところでありますので、御理解を賜りたいと考えております。

次に、温泉の利用料金についてであります。高鍋町総合交流ターミナル施設の設置及び管理に関する条例に定めのある料金の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定めることとなっております。現在、大人1人500円の料金で利用いただいておりますが、指定管理者である株式会社高鍋めいりんの里が、その料金の中から入湯税150円を高鍋町に納付し、実質350円で運営を行っている状況であります。株式会社高鍋めいりんの里の経営を継続して、行っていくためには、利用料金の調整は困難ではないかと考えております。

次に、セットメニューが利用しにくいとお客様からの御意見についてであります。その御意見を参考にさせていただき、今後はさらにお客様のニーズを把握し、客層に合ったセットメニュー等に反映されるような助言をしていきたいと考えております。

次に、働いている人と利用者とのギャップはないのかについてであります。御指摘の

点につきましては真摯に受けとめ、今後とも接客業務の指導・助言をしてまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 教育委員長。

○教育委員長（児玉 安夫君） 教育委員長。児童・生徒を預かる教育現場として、医療費助成についてどのように考えているかとお尋ねでございます。

学校は、心身の成長発達段階にある子供が集い、互いが元気に触れ合う中で人格の形成をしていく場であり、子供が生き生きと学び、運動等の活動を行うために、子供の健康や安全の確保が不可欠であると考えております。したがって、学校における子供の健康や安全の確保を医療費の面から支援するという意味において、医療費補助はありがたいと考えております。

委員会では就学に関する経済的支援につきましては、これまでも準要保護家庭認定審査の中で協議してまいりましたが、医療費助成のみを協議内容として取り上げたことはございません。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。子供の医療費助成について、児童・生徒を預かる教育現場としてどのように考えているかとお尋ねです。

今日の子供たちの健康を取り巻く状況には、アレルギー疾患や新型インフルエンザ等、新たな問題もございます。教育委員長もお答えしましたように、学校において心身の成長が著しい子供たちが生き生きと元気に学習するためには、子供の健康や安全の確保が大前提であると考えております。

学校では、毎学年、定期に児童・生徒の健康診断を行い、その結果に基づき、疾病の予防措置や治療の指示を行っているところでございますが、子供の医療費助成は虫歯の治療率がアップするなど、子供の健康や安全の確保につながるものであると考えております。

○議長（後藤 隆夫） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡瀬 俊弘君） 農業委員会会長。尾鈴畑地かんがいについての基本的な考えについてをお答えをいたします。

まず、一ツ瀬川土地改良事業区域内及び尾鈴地区畑地かんがい排水事業区域内の農地の移動状況でございますが、昨年の状況は一ツ瀬川土地改良事業区域内の利用権設定が46件で約36ヘクタール、所有権移転が25件で約15ヘクタール、尾鈴畑地かんがい事業区域内の利用権設定が3件で約1ヘクタール、所有権移転が7件で約3ヘクタールとなっております。

また、委員会において、尾鈴地区畑地かんがい排水事業についての話し合いは行っておりませんが、農業経営、農民生活に関することでもありますので、区域内の農地の権利移動や賃借料等の動向を注視しながら、利用関係の調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。後ろのほうに行政事務連絡員さん、いわゆる公民館長

さんなどの傍聴者の皆さんが多いようですので、そちらのほうから先に質問を行わせていただきたいと思います。

第5次行財政改革での行政事務連絡員制度廃止問題について、この諮問委員会ではこの提案に対して何か問題点があるとか指摘を受けなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。この問題について特段要望とかそういうことは先ほど町長が申しましたとおり、そういうことで申し上げて、特段それに対する意見等は出ませんでした。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） だから、町長が先ほど答弁しましたでしょ。特段意見のなかったところで、後で行政事務連絡員制度廃止問題について、このような1割カットするということで落ち着いたと。もうこれで終了したということになれば、諮問委員会は一体何だったのかということになると思いますが、そのことについてどうお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

諮問委員会でと申されますけど、私たちが諮問委員会に答申いたしまして、返ってきて、そして進めていくわけでございますけど、あくまでもこういった方向にいきたいという目標でありますので、正すところがあるならやはりある程度また話し合いをしながら正していかなければならないと私は思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 例えば、増税をしたりとかいろんなことをしていく上では住民に負担をかけるときには、諮問委員会の意見のとおりなんですよね。そういうことが多いんですよ。ただし、私この中で申し上げたいのは、行政改革推進委員会の名簿の中に、当然自治公民館の代表でいらっしゃる自治公民館連協長が、会長さんがいらっしゃるわけですよ。この方は、私お伺いしたところ、当然行政事務連絡員でもいらっしゃるということをお伺いしております。

それでは、お伺いしたいと思いますけれども、行政事務連絡員と公民館長を兼ねている地域自治公民館は一体幾つあるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。21年度におきましては、84地区のうち5つが行政事務連絡員と自治公民館長は兼ねておりません。ですから、79地区が同じ方々が担当されております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） それでは、ちょっと条例的なことをお伺いしますが、じゃあ、この行政事務連絡員制度はいつ設置され、その目的は一体何だったんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。設置は昭和38年の4月に設置されております。

趣旨としましては、高鍋町における行政事務の執行を円滑にすることを目的といたしております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。じゃあ、それでは例規集を持ってきていらっしゃるようですので、第3条を読み上げていただけませんか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。第3条におきまして、今回の12月においてちょっと改正しておりますので、ちょっと例規集がちょっとまだ差しかわっておりませんが。

行政事務連絡員は、町長の指示に基づき、次の業務を行う。1号、広報、お知らせかなべ、その他印刷物の配付、2、周知事項の伝達及び文書の掲示、3、各種調査報告、4、毎年5月1日現在の世帯報告、5、地域内住民の町事務に対する連絡、6項が一応改正、これは自治公民館長のほうに、その事務的なものを移管しております。今度の12月に、7項、その他町長が指示または依頼した事務でございます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。町民の皆さんに行政事務連絡員制度があり、その方には非常勤特別職としての身分保障があり、報酬があることの周知徹底、どれほどあったのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。非常勤特別職として行政事務連絡員に報酬等が出ておるといふ周知徹底は特段やっております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 私が、ひまわりというのを出しておりますけれども、その6,000世帯の方から、そんなことは知らなかったと、公民館長には手当が町から出ているのでしょうか。私は行政事務連絡員と言い直しましたが、ほとんど行政事務連絡員と、その当時に自治公民館しか、行政事務連絡員さんと別個ではありませんでしたので、ほとんど兼ねているということで、そういうふうな誤解をされたんだろうと思うんです。金額は幾らでしょうかとの問い合わせが正直な話殺到したんです。まだ、現在でも御存じない方がほとんどなんです。

それから、私は行政改革推進委員会の中の6人の方に、こういう制度があったの御存じでしたかとお伺いしたんです。そしたら、1人だけ御存じでした。あとは全然御存じありませんでした。え、そんな報酬が出てたんですか、初めて知りましたと。ほとんど、だから、この行政改革推進の提案のときに、第6項目目は見ただけでないというのが非常に私残念な思いがしたんです。そういう制度があったことすら知らなかったと。その中で、この第5次の行政改革大綱ができていくということは、非常に私どう判断したらいいのか

が理解不能なんですけれども、そういう事実を今耳にされて、どう、町長思われます。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。私も事務連絡員と公民館長とやったことはございますが、私の地区はぼちぼちですけど、お金が出ることは存じておりました。しかしながら、地区の現状を見ますと、これが答えになるかどうかわかりませんが、なかなか役をしてくれる人がいないということから、公民館長さん兼務ということが今まであったのかなということとは思っております。

私のところは小さい町内でございますので、順番に回るようにしておりますが、よそはなかなか勤めの方とか農業の方たちがなかなか忙しくて、商売人は大体家におりますから、それがこうできたのかもしれないけど、よそはそういうことで別々だったのではないかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 先ほど、私がなぜこの行政事務連絡員制度がいつできたのかと聞いた一番大きな理由を考えてください。この当時、まず地方自治体というのは余り確立してないんです。正直な話言って。その地方自治体の職員自体もなかなか給与も遅配、欠配とかあるような状況の時代なんです。時代背景を考えたときに、そういうことを考えたときに、この行政事務連絡員制度をつくるということは、全国でも画期的なことだったようです。というのは、行政の事務を各地域の自治公民館長さんに与えていく、1人。自治公民館地域で、区域内で1人と与えていく。そのことがどういうことを意味するのかということは、まず町で考えていること、実行しようとしていることがしっかりと住民に伝わるだろうということを恐らく考えてこの行政事務連絡員制度のセッティングではなかったかなと思うんです。条例をつくられた背景というのは恐らくそういうことがあったのではないかというふうに推量するわけです。私は推量するわけです。

だから、そういうことを考えたときに、私は確かに行政事務連絡員制度が廃止になるということを、この大綱の中で4月に見たときに、3月に実は提案を見てるんです。でも、その見たときに、私は、本当は口をぬぐって知らんふりして、これが実行されるまで知らんふりして一般質問も何もしなければ、恐らくそのまますんなりといってたんじゃないかなというふうに思うんです。私が質問をしたために、行政事務連絡員さんが知る事となり、終わった後で翻るといのはなかなか大変ですよ。けど、まだ始まる前だったから、そのことで町長にも面会を申し入れられ、話し合いを申し入れられ、一応町長が先ほど答弁があったような結果となったのではないかなというふうに思うんです。それを考えたときに、私はやはり自分の知り得た情報を黙っておくわけにはいかないと思うんですが、当然そのことは周知徹底を地域住民にもする必要があると思うんですが。町長は地域住民にその報告はされないということであれば、非常に地域住民と行政事務連絡員さんとのギャップができてしまうと思うんですが。この立場をどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。事務連絡員さんと公民館長さんの違いみたいなことでしょうか。

○13番（中村 末子君） それと、プラスアルファ。

○町長（小澤 浩一君） 先ほどの答弁で答えになるかなということで申しましたが、事務連絡員さんと公民館長さんの違いというのは本人たちも御存じだと思っております。地域住民の方々も知っていらっしゃる方も、いらっしゃらない方、どのくらいか、それ聞いたことございませんけど。その点は知らなかったという人もいらっしゃるでしょうけど、知っていらっしゃった方も多々おられるんだと思っておりますけど。私のほうで周知徹底というのは事務連絡員会、公民館長さんの会ではいろいろな話をしておりますので、それで御本人たちは僕は理解をされておると思っております。

○13番（中村 末子君） 議長、どうでしょう。答弁がちょっと違うんですけど。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。ちょっと質問を確認してきて。

午前11時52分休憩

.....  
午前11時55分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。ちょっと質問が違いましたが。先ほど申したところにちょっとはまるかもしれませんが、どのくらい役割を認識しておるかということだろうと思っておりますので、私は大半の方が認識はされておると思っております。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩します。

午前11時55分休憩

.....  
午前11時55分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開いたします。

13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 当局とはしてると、当局はしてると思ってるというふうにおっしゃる答弁がありましたけれども。それでは、この自治公民館の設定に関して、設定される目的に応じて、しっかりと行政事務連絡員がその役割が果たしているかどうかの確認はどこでどう行っているのでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。確認的なことはやっておりませんが、一応今現在、文書の配付等、地区によっては要望等上がってきておりますけど。そういった周知徹底について行政事務連絡員として業務を行っていただいているという認識をしております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。私が従前にお聞きしたところで、あなたは行政事務連絡員なんだから、役場の職員から言われたそうです。元ですね。元役場の職員から、あなたは行政事務連絡員なんだから、前は週報でしたよね、週報のときに、毎週あなたが全部全戸配ってくれと。当然公民館に入っていない人にも全部配ってくれと言われて、その方は1年間行政事務連絡員をされてやめられたんですよ。そのときに私にすごく相談を、不満を述べられて、こういう、いろいろおっしゃったものですから、私が行政事務連絡員の設置に関するこの条例を例規集をもって見せてあげたんです。そしたら、そのことは全然知らなかったと。研修もしなかったと。だから、今までやはり、ちゃんと行政事務連絡員であるから、こうしなければならないということがあるのであれば、ちゃんとなったときに研修をして、教えてくれればやったんだと。人から言われるまでもなく。そして、まして役場の職員から言われるのは非常に腹が立つというふうに、その人はもうふんまんやる方ないことを言われてました。私、やはり一部の方は御存じでしょう。だから、私が先ほど申し上げたでしょ。この高鍋町行政改革推進委員会名簿のうちの方に6名聞いたんですよ、私。実際、9名のうちに6名聞いたちゅうこと知ってます。だれに聞いたか大体わかるでしょ。6名に聞いたら、6名のうち1人だけ御存じだった。5名は知らん。御存じなかったんです。そんな行政事務連絡員制度があって、報酬が出てるなんて話ちっとも知りませんでしたっていう人が、行政事務連絡員制度の廃止で1,600万円減額、削減されるということをどこでどう決めるんですかと。だから、私、町長、周知徹底がなされてるんですかって。それで、周知徹底してるというふうに認識してるということ自体がですよ。だって、自分たちが選んだ人ですよ。話し合ってくださいって言って、推進委員に自分たちが推薦した人ですよ。その人のこの9名のうちの5名が知らなかったんですよ。これどう考えます。これで周知徹底したと認識できるんですかということのをさっきから聞いてるんです。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後0時00分休憩

.....

午後0時00分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。私といたしましては認識をされていると思って、会を進めて、また任命をしていってるものでございますので、そういったほうで理解願いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 高鍋町は公民館に補助金を出していらっしゃいますので、多分決算報告なり、提出があると思いますけれども。

現在、個人にいただいた行政事務連絡員の報酬を公民館の歳入に入れておられる自治公民館は一体幾つあるんでしょうか。また、自治公民館長には手当を出さず、行政事務連絡

員の手当をもらうからといって、自治公民館からは公民館長の手当を出さないというところは一体どれぐらいあると把握されてるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 行政事務連絡員の手当は個人に支給いたしておりますので、そこまでの把握はいたしておりません。

○13番（中村 末子君） 議長、それは答弁にならない。自治公民館に補助金出しちよつとやから、そこの中でちゃんと、行政事務連絡員が出してるか出してないかわからなくとも、こっちで把握せんといかんわけよ。二面一体、表裏一体よ、ちゃんと。

○議長（後藤 隆夫） 一問一答ですからその答弁に対して質問をいたしてください。

○13番（中村 末子君） 違います。私が言ったことをわかってない。そうでしょ、向こうで、こっちで答弁せんといかん。行政事務連絡員のあれはないけれども、それを把握できちよらんというのは、こっちは答弁はいいという。だけど、こっちが答弁しとるわけでしょ。議長、そうでしょ。自治公民館に補助金出しとってやから。決算書が来ちよるはずよ。そうでしょ。違います。

○議長（後藤 隆夫） 社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。確かに年度末になりますと、自治公民館の決算報告の提出を受けておりますけれども、その中の、じゃあ、公民館長が実際事務連絡員の手当を公民館の中に納めておられる、あるいは公民館のそのままの費用でしておられるという部分が多数見受けられますけれども、その実態については集計はしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。集計して出していただかないと、これから先の私の質問が成立しません。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後0時03分休憩

.....  
午後0時04分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。確かに決算報告書の中にはそういった記載があるかもしれませんが、すべて冊子で出てきますので、1枚1枚めくって集計をするというたら、膨大な時間がかかるというふうに考えておりますので、すぐにその集計ができるものとは思っておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 議長、私は行政事務連絡員のことにに関して、もう当然私は通告をしてるわけですよ。ということは、そこにまで私が及ぶだと、質問が。想定をしないといけないわけです、執行部は。想定問答集より、何のための打ち合わせをするんですか。

違いますか。議長、こういうできませんと、相当な事務量ですと。84の、84枚めくればいいんですよ、84枚。そして、チェックすればいいわけですよ。全然入ってない、入っていると。私が聞いているところだけで幾つあるかっていうのは大体答えられますけど、ちゃんとそれぐらい集計してください。集計しないと、私これからの一般質問続けられない。当たり前でしょうが。

○議長（後藤 隆夫） 質問者は調整をされてるわけですから、そういうことまでは調整をしなかったんですか。

○13番（中村 末子君） 私に言わないで、そういうこと。私に言わないで。

○議長（後藤 隆夫） いや、私に言うからですよ。あなたが。

○13番（中村 末子君） 違う、違う。質問者……

○議長（後藤 隆夫） 議長に今言われたでしょ、あなたが。

○13番（中村 末子君） 違うでしょ。違う。だから……

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。（発言する者あり）

暫時休憩をしておりますので、もう一度、再度申し上げます。13時10分から再開をしたいと思います。

午後0時05分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、午前中に引き続き再開をいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長（東 啓三君） 社会教育課長。先ほどの御質問の件でございますけれども、手分けをして調査いたしましたところ、決算書にはっきりと歳入面で明記されて、行政事務連絡員手当として歳入面に明記されている地区につきましては3地区ございました。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。これ以外にも名目を挙げないで、そのまま歳入として挙げられてるところがあと2地区あるようです、私の調査では。1地区については、公民館から公民館長の費用を出さずに、行政事務連絡員の手当でそれを補うという形のところが1箇所か2箇所あるということを、これは私の独自調査ですが、そういうふう聞いておるところでございます。

例えば、今度の議会では、第5次の基本計画構想というのが提案されておりますけれども、あとは審査が終わって委員長報告を待つばかりになっておりますが、その周知徹底については、行政事務連絡員にどのように図っていくのか、お伺いしたいと思います。また、行政事務連絡員から住民への周知徹底についてはどこまで考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。この基本構想につきましては、製本した

形で84地区の公民館に1冊ずつ配付いたしまして、そこで見ていただくかというのが一つと。あとグループウェアに掲載いたします。それと、広報で概要版の形になるかと思いますが、そこで広報するという形で今考えております。

行政事務連絡員会でもそういう形でやりますということで、極力そういうことの報告と、そういう部分についても再度説明が欲しいとかいう要望があれば、その内容を検討した上で、またそれなりの対応をしていくということになるかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後1時13分休憩

.....

午後1時13分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。大網質疑のときもお答えいたしましたけど、事務連絡員の方々にも、今課長が申しました各公民館には一つずつ配付をさせていただいて、そして、時あるごとに目を通していただいて、そしてまた事務連絡員会、公民館長会のときにもそういったこと、ダイジェスト版みたいなのつくって説明します。そして、事務連絡員さんが地区にそれを周知徹底するのかということだと思いますけど、わからないことがあると思いますので、うちの職員と事務連絡員さんたちが一緒になってやる方法もあると思います。できる人はやっていただいていると思っております、そういう言い方でですね。いろいろ難しい点があると思いますので、その辺はお願いはいたしますけど、できないところはまた補足しながらやっていきたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。先ほどの中に、これはそのまま残るんですね。その他町長が指示または依頼した事務ということになりますので、そういう、そしてまた2項目目には、周知事項の伝達及び文書の掲示というふうになっておりますので、これは掲示するものではなくて、やはり皆さんに周知徹底をしていただくというものですので、行政事務連絡員さんが本当に皆さんに周知徹底できるような指導なり助言なりをしっかりと町長のほうはしていただきたいと思っております。

それから、広報「お知らせかなべ」、その他印刷物の配付となっておりますが、先ほど町長もちょっと答弁をされたんですが、ほとんどの自治公民館で、何箇所かは行政事務連絡員さんが配付をされているということをお伺いしておりますけれども、広報「お知らせかなべ」、その他印刷物の配付については、行政事務連絡員がやるということに一応仕事となっておりますので、そのことについての行政事務連絡員さんへの周知徹底を図っていただくと。これから、例えばすべての全戸、行政事務連絡員さんが配付していただく、これ公民館に加入してようがいまいが。していただくということで、これはそういうふう

に受け取ってよろしいんですね。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。行政といたしましては、個人に渡しますけど、その地区内でどうされるかということは、私たちがとやかくは言えないのではないかと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 違いますよ。違います。これはもう、いや、これはこれじゃないとよ。町長、これはこれ、あれはあれと言えない。これはもうちゃんと第3条の1に広報「お知らせたかなべ」、その他印刷物、要するに高鍋町執行部から出た印刷物についてはすべて行政事務連絡員さんが配付すると、配付って書いちゃっかい。でしょ、配付って書いちょる。町長、見てない。

配付って書いてあるから。それ、公民館で分けていいですよってことは書いてないっちゃから。条例どおりいってもらわにやてにやわん。条例があるっちゃから。配付することになつとるっちゃから。確認。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。この件について、毎年度初め、行政事務連絡員会を開催いたしまして、そういう質問が出ておりますので、行政事務連絡員会のときも今の趣旨に沿った形で説明をしております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） じゃ、今度から趣旨説明をするにあたって、徹底してください。文書は配付することになっておりますんで、全戸配付してくださいと。私のほうに例えば公民館に入ってないために、文書配付が要するにきてないということの苦情が1件もないように。これはお約束していただけますでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。その件につきましては、先ほど町長も答えましたとおり、我々は地区の行政事務連絡員という形をお願いしておりますので、その先のことについて、行政事務連絡員にこれから先のことまでいちいち私たちが指導を個別にすることはいたしておりません。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 押し問答になりますので、行政事務連絡員は非常勤、特別職なんです。非常勤でしょ。（発言する者あり）お願いじゃないです。命令なんです、これは。（発言する者あり）いや、違うんです。非常勤ですから、もうちゃんとその任が任されておる。条例で決まっちゃる。決まってるんですよ。だから、条例を守ってくださいということをおっしゃるわけですから。条例は守ってください。だから、4月から、3月からでもいいですよ。文書配付については行政事務連絡員さん以外が配付することがないという

ことで私は記憶にとどめておくんじゃないなくて、皆さんきょう傍聴に来られてた方も、議員さんも、全部おわかりになっていただけたと思いますので、そこは確認をしておきたいと思います。

それでは、ちょっと外してきたんですけれども、一応行政事務連絡員の問題はそのくらいにして、最初にちょっと質問戻りたいと思います。

学校教育です。これは教育長の答弁の中にもありましたけれども、定期的にお医者さんの簡単な診断など受けながら、その生育を見ておられると思いますけれども、近年、どのような特徴的な事情が、事項が出ているのかお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。特に健康診断の結果において、課題となる大きなものはございませんけれども、虫歯の治療率等が話題になることはあります。そのほかは特に、最近課題としてとらえた内容はございません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。病気は早い段階での処置が必要だと思います。これはまた町内の問題なんですけれども、第1次医療ですね、突発的に熱が出てしまったとか、そういうときに、高鍋町の小児科及び医療機関での診察状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課。子供さんたちの突発的な診療、治療については把握をいたしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 町長にこれはお伺いしたいと思うんですが、お孫さんは大きくなれたと思いますが、何が一番心配でしょうか。

私は、病気にならないか非常に一番心配してるんです。里帰りするときは、いつも日曜在宅医など確認しながらいつでも電話できる状況というのを、体制をとっております。だからこそ、本来なら子供の医療費については全国どこで産まれても公平なように、子供の医療費助成を国で行うようにしていただきたいと考えておりますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほども登壇しての御説明をいたしました。そういった方法をとりますと、国保に対する負担ですか、国保の割合とか、国保の補助金の減額調整とか、そういうことがありまして、なかなかまだ今のところ、高鍋町としては現段階の補助しかできませんので、御理解を願いたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 再質問をしてください。そこで。（発言する者あり）その自席でそのまま質問を繰り返してください。

○13番（中村 末子君） 次に行ってください。

- 議長（後藤 隆夫） 町長。
- 町長（小澤 浩一君） 町長。先ほども申しましたけど、町としては先ほどのようなこと  
でございますが、やはり保険事業となりますと、医療費なんかになってきますと、やはり  
国がやっていただくのは妥当だと私は思っております。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） 13番。共産党では国の政策で子供の医療費助成を行うべきだ  
との考えで委員会質疑を展開してきました。できれば先んじて、高鍋町も新富町並とは申  
し上げませんが、せめて小学校卒業までの医療費助成が行えないか、再度お伺いし  
たいと思います。
- 議長（後藤 隆夫） 町長。
- 町長（小澤 浩一君） 町長。先ほども申しましたように、いろいろな面で減額をされ  
たりしますので、今のところようやく高鍋町も上向きには経済的になっておりますが、まだ  
まだ予断を許さないところでございますので、現時点の制度で御理解を願いたいと思っ  
ております。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） じゃあ、次に、尾鈴畑地かんがい事業について、昨今県の開閉  
栓方式を認めない方向を受けて、川南町では同意取得時と意見が違ふということを理由に  
不服申し立てが行われたようなんですけれども、高鍋町の考えてるかんがい事業と川南町  
との相違点はどこにあるのか、お伺いしたいと思います。
- 議長（後藤 隆夫） 町長。
- 町長（小澤 浩一君） 町長。詳細につきまして担当課長より答弁いたさせます。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。川南町の方式については承知をしており  
ますけれども、高鍋町については現時点これと定めたものはございません。
- 議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。
- 13番（中村 末子君） 一ツ瀬パイロット事業地について、これまで反当たりの負担金  
及び使用料支払いはどれぐらいになっているかと思っております。また、その畑を移動する  
場合、大体反当たり幾らぐらい今で売買ができていますのか、わかっている範囲でよろ  
しいですので、お答え願いたいと思います。
- 議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。
- 産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。概算で申し上げます。おおよそ工事費  
等が100万円かかっておりますので、その13.3%程度でございますから13万円程  
度が利息を抜きのときの数字になります。
- 議長（後藤 隆夫） 農業委員会局長。
- 農業委員会事務局長（松木 成己君） 農業委員会事務局長。土地の畑の地区内の大  
体の平均の値段でございますが、大体60万円から70万円の間というところでござい  
ます。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） それでは、一ツ瀬パイロット事業内で、後継者の育成ができた  
りとか、登壇しての答弁がありましたけれども、大体どのように推移してきているのか。  
例えば手放す人が多いのか、その辺もちょっとお伺いしたいなと思うんですが。

○議長（後藤 隆夫） 農業委員会局長。

○農業委員会事務局長（松木 成己君） 農業委員会事務局長。高齢者不足といいますか、  
高齢者が多くなりまして、後継者不足になっているわけなんですけども、いろいろな所有  
権の移転の例を見ますと、ほとんど高齢化によって仕事ができなくなったから売ってくれ  
というようなどこが多いように思います。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。それでは、一ツ瀬パイロット事業地内で、尾鈴畑地か  
んがい事業地内と違うと、ここはもうこれだけ売り上げが伸びて、経営がいいというこ  
ろがどれぐらいあるんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。先ほどの質問と少し重なり合う部分がご  
ざいますけれども、染ヶ岡と一ツ瀬の区域については時代背景が違います。先ほど町長の  
答弁にありましており、施設面積が一ツ瀬土地改良区内では伸びております。

それから、また、農業生産法人等の法人的経営農家法人、そういうものが一ツ瀬の区域  
内では非常に多くなっております。そういう意味では、染ヶ岡についてはまだ法人的な経  
営というのは畜産を除いてはないというようなことございますから。時代背景に合わせ  
た発展をしていくものというふうを考えております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。同じ質問になるかもしれませんが、例えば水が  
欲しいと願っている方が20%だったと仮定しましょう。その人のために、みずからも費  
用負担を行い、同意する方がほかに50%あるとお考えになっていらっしゃるって、今度の  
尾鈴の畑かん事業を進めていきたいと思っていらっしゃるのかどうか。すべての方が同意を  
していただけるというふうに思っているのか、進めていらっしゃるのか、その辺は  
どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○副町長（川野 文明君） 町長。町の方針といたしましては、すべての人というのが理想  
でございます。しかしながら、いろいろな条件がありまして、賛成されない方もまだ高鍋  
の場合いらっしゃるのかなと思っておりますから、そういうことがないように、先ほど答  
弁いたしましたように、未施工地区とか、そういうのができないように努めてまいりたい  
と——そういうのがないように私たちも進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。言葉が見つからなくても一生懸命やっていきたいと、

農家のためにという町長の気持ちはわかるんですけども。理論上は確かに町がある程度支援をしていけば水が来るとことはあるかもしれませんが、本当に水が来て、売れる作物づくりに関しての営農指導、これがしっかりと行える体制ができてるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。水を使った指導体制という言葉ですが、従来からありますとおり、普及センターを中心とした水利用についての指導をしていくということになります。ただ、農家の方々は基本的なところ、水があるにこしたことはない、災害防止だとか、そういう意味合いではそういう基本的な理念は共通意識として持っておられますので、そういう意味では心配をしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） ある賛成者の方がこういうふうにおっしゃったんです。自分とは後継者がいないと、だからほかの人に売るときでも、水が来ていればその分少しでも高く売れるんじゃないかと思ってる。だから、欲しいんだと。費用負担をしてでも欲しいんだとおっしゃったもんですから。

私は実は先ほど一ツ瀬のほうをお伺いしたと思うんですけども、一ツ瀬パイロット事業をやられた方がこういうふうにおっしゃったんです。後継者につなぎたくてもつなげるような営農指導がなかったと。結局、ずうっとこの何十年間か支払ってきた中で言えることは、自分の畑を自分で買ったようなもんだと。そして、当時、一ツ瀬パイロット事業が始まったときには、お米がつくれる時代だったんだけど、時代背景がどんどん変わってくるにしたがって、作物も変わっていくと。それに変化に対応できるような状況をしつかりと営農指導なりがなければ、非常にこれからの農業経営は難しくなるだろうと、後継者はいなくなるだろうということをおっしゃいました。だから、そのことを踏まえて質問を繰り返してきたわけなんですけども。

私はやっぱり本当に農業者が明るい未来、展望を持てるのには、やっぱり作物の価格保障なり、所得補償をしつかりと国が打ち出すことがもちろんまず先決なんですけども、それに地方自治体もしつかりと支援していく体制をどこでとっていくかということは、やっぱり営農指導が一番じゃないかなと思うんですが。その体制づくりをどう強化していくおつもりなのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほど課長も申しましたが、振興局とか普及センター、それと私たち、それから農協等がやはり一丸となって進めていくべきだと思っております。

そもそも今尾鈴で水やっところ、もともと水がなかったところでございますので、大変苦労されました。だから、今の状態でも水が来れば、相当な売り上げも上がってくると、今の同種の作物でも。そう踏んでおります。しかし、お茶は今低迷しておりますので大変厳しい状況でございますが、白菜、キャベツ、そういう葉物は大分売り上げが増して

くるものと思っておりますので、そういうところに向けて私たちも事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、中村末子議員の一般質問を終わります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、2番、黒木正建議員の質問を許します。

○2番（黒木 正建君） 2番。それでは、学童保育の放課後児童クラブについて、東小学校では平成18年から実施され、3年を経過しようとしているが、現場からの要望等に対してどのような対応をしているのか、お伺いします。

また、学校側、現場側との協議等はなされているのか伺います。

2点目ですけど、蚊口浜海岸保安林について、松くい虫による被害が目立っておりますが、実態等お伺いします。また、今後の対応についてお伺いします。

3点目に、小丸川運動公園——多目的広場ですけど、の活用について、スポーツ少年団、野球の対外試合等対応できるよう内野部分の芝の除去はできないものか、お伺いします。

なお、詳細につきましては、発言者席でお伺いします。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、東小学校の放課後児童クラブの運営についてであります。平成18年4月から、高鍋町社会福祉協議会に運営を委託し、3年が経過したところであります。

平成22年度につきましては、東小学校区内の申込者89名のうち、35名が東小児童クラブに入会の予定であります。

運営者からの要望につきましては、随時協議等を行い、今年度につきましては、渡り廊下及びトイレに電灯の設置を行ったところであります。今後につきましても、引き続き運営者との協議等を行い、安心・安全な放課後児童クラブの運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、学校側、現場側との協議についてであります。教育委員会や学校との協議等につきましては、その都度学校施設の管理や運営等について話し合いを行うなどして連携を図っております。

また、運営者の社会福祉協議会とも随時、運営等について協議を行い、必要に応じ、現場での立ち会い等を行うなど連携を図っております。

次に、松くい虫による被害の実態についてであります。毎年度伐倒駆除事業の事業量を把握するため、枯れた松の調査を行っております。

本年度は、平成21年10月26日に、児湯農林振興局、児湯広域森林組合及び町の担当職員で高鍋町の海岸沿いにある保安林等公益的機能の高い重要な松林等13ヘクタール調査したところ、358本の枯れた松があり、伐倒除去したところであります。

なお、蚊口浜が含まれる小丸川河口から宮田川河口の範囲内におきましては、120本を伐

倒除去したところであります。

また、現在数本の枯れた松がありますが、調査時点では松くい虫による被害を受けているとの確認がとれず、調査以降に松くい虫による被害の症状が判明したもので、本年度は伐倒駆除ができなかったものであります。

今後の対応についてであります。宮崎県松くい虫被害対策事業推進計画に沿って、関係機関と協議し、実施している薬剤防除事業及び景観保全事業について実施している樹幹注入や伐倒駆除事業を継続し、松くい虫の被害拡大防止に向けた対策を図ってまいりたいと考えております。

次に、小丸川河畔運動公園の活用についてであります。本公園は、多目的広場として広く町民に親しまれており、運動を目的とした人ばかりではなく、憩いの場としてレクリエーション等にも広く活用されております。

御質問の野球の試合等に対応するため、内野部分の芝の除去はできないかとのことですが、多目的広場としてさまざまな用途に利用されており、また隣接して野球場もありますので、現状のまま総合的な広場として活用していくのが望ましいのではないかと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。放課後児童クラブについて、学校側、現場側との協議はなされているのかとのお尋ねでございます。

放課後児童クラブは、学校施設を利用しておられることから、管理責任者であります学校長が直接対応できる事案につきましては、その場で対処し、処理いたしております。それ以外につきましては、それぞれの事案ごとに担当課であります健康福祉課と教育総務課が協議いたしております。

次に、小丸川運動公園多目的広場の活用についてお答えいたします。

運動公園施設の管理につきましては、町より委託を受けて、教育委員会で管理を行っております。その施設は、多目的広場として全面天然芝張りとなっており、グラウンドゴルフ、サッカーを初め、社会教育課関連の自治公民館ソフトボール大会や子供球技大会など、多目的に利用されております。また、健康のためにウォーキングを楽しまれる方も増加しており、これに伴って、現在夜間照明を設置する事業を進めているところでございます。

スポーツ少年団の野球競技に対する内野の芝の除去につきましては、芝を除去することによってグラウンドゴルフのコート数が3面から2面に減少すること、また芝の除去によって段差が生じ、ウォーキングをされる方たちの転倒が心配されることなどから、現時点においては難しいものと考えております。したがって、当面バッターボックスの芝生除去のみで使用していただきたいと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。それでは、3項目の1項目目から質問していきたいと思えます。答弁内容というの、私のほうで全然わかってませんので、ちょっと少しづれがでる

かしれませんけど、その点は御理解願いたいと思います。

まず、児童クラブでございますが、先ほど町長のほうから話がありましたように、18年4月に東小、それから22年、今度4月から西小のほうを設置してもらうちゅうことで、非常に仕事をしてる保護者の方たちにとっては非常に喜ばれてるんじゃないかと思えます。東小のほうも、先ほど話がありましたように、もう3年を経過しようちゅうところですけど。まず、さらし縁通路、あそこの非常に蛍光灯なんか切れてて、そこら辺は直していただいでるちゅうことで。私も直してるとき立ち会って、電気屋さんと十分してもらったんですけども。それから、トイレです、トイレの電気やらスイッチがなくて真っ暗で、特に夏場はいいんですけど、冬場、非常に——一応原則的6時に迎えにこられてはいますけど、現場に行っているいろいろみると、やっぱ6時半ごろ来られる方がいらっしゃるわけです。やっぱ、パートを1箇所やなくて2箇所に行って非常に迎えにくるのが遅かったりとか。教育長なんかも御存じだと思いますけども、あそこ中庭のほうトイレがあるんですよ、下からおりてきて。真っ暗ですので、1年生なんか先生が懐中電灯連れてトイレまで連れて行って、用を足すのは懐中電灯をつけながらとか、2年生ぐらいになったら自分で行ったりと。集団登校で子供なんか見ると、懐中電灯持ってる子なんかいたりして。結局、トイレに行くときに懐中電灯持っていくんですよ、家から。そういう状況で、ちょっと何か高鍋のそういう学童保育のそういうところで、トイレに懐中電灯持っていったりとか、そういうようなこと改善させていただくちゅうようなことで。今までそういう状況がもう3年余りも続いているなちゅうのが非常に残念なことで。そこ辺、現場からの要望でなくてももう学校側ちゅうかですよ、そちらのほうからそこら辺ちゃんと点検していただいで、やっぱ改善していかないと、そういう子供さんの危険防止のためにも、また6時過ぎごろ迎えに来られた保護者の方たち、足下が悪い中で。そこまで放ってきたちゅうのが非常に残念だなと思うし。これも改善していただくちゅうことでいいんですけど。

それから、西小のほうが今度4月から始まりますよね。私も現場行って見てるんですけど、あそこも東口の土手のところから上がってくるようになりますよね、水道やらあって。役場の職員もおりゃとやけど。あそこ辺も迎えに来られたときにやっぱ暗がり非常に危ないし、また保護者の方が仕事関係でおくれてきたりする場合に、じいちゃん、ばあちゃんなんか迎えに来られたりした場合、非常に足元悪い中で、けがでもされたら、それこそいろんな面で医療費が上がったりとか。だから、そういったところもやっぱ心配りしてやっていたらいいなと思うし、これも現場でも言ったんですけど。

西小の場合は、トイレがちょうど廊下側ですか、そこにあるから室内を通っていくんですけど、そこは問題ないんですけど。だから、そういった面、ちょっと文教の町にしちゃちょっと寂しい限りだなちゅうようなところあるんですけど。そこ辺をちょっと、やっぱチェックなりしていただいで、そういうところを直して、いろんな大事に起こらないように、ぜひしていただきたいと思えますし。そこは改善等されるちゅうふうなってますから安心してらるんですけど。

それと、これはもう何年も前から出してることなんですけど、東小が開設されたときから。教室ですよ。御存じのように1教室で。どちらかといったらその部屋に来たらずっと迎えに来られるまで、東小はほとんどそうですよね。もう狭い部屋で。隣のミシンやら使うミシン教室ですか、そういうのはあるんですけど。これはもう何年も前からお願いしてる、何とかならんもんだろうかちゅうことで。佐賀あたりの学童保育とか、そこ辺いろいろ聞いてますと、やっぱ来たらそこで宿題したりとか、おやつ食べたりとか、あと、ちょっと外に出て遊ばしたりとか、あと掃除やらして帰らせたりとか、そういうような状況らしいんですけど。

高鍋の場合、どっちかっていったら、小学校ももう教室に入ったら、東小はですよ、入ったままで帰るまでそこにおって迎えに来て、それから帰るといって、そういう体制で。何かそういう人員の関係もあるんでしょうけど。それとか、東小、今のところ5箇所ですか、そういう幼稚園とか。そこなんかでも預かったりしてるんですけど、やっぱ保育所関係となると小さい園児がいるから外出せなくて、早う言えばそこに、言葉は悪いけど、1室に閉じこめたままちゅう感じで。スペース的にも保育園とか、その子供たちが使う場所ですよ、トイレなんかでも非常に小さいし。だから、そこ辺もいろいろ検討していただいて、本来であればもう小学校の子供は小学校の教室で学童保育するというのが私は基本だろう、そういう考え持ってるもんだから、もうずっと前から何回も質問やらしてるんですけど。そういった保育所とか幼稚園にしてみると、やっぱ町のほうからそういう委託金とかそういった金が出ますから。それでも少ないところもあれば、またそれを頼りにしとられるところもあると思うんですけども。そこら辺のその教室の確保ちゅう点につきましては、どんなですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議員も何回も御質問されておると思いますが、私もそういうふうになっておりました。それで、ちょうど18年ですかね、17年ごろから保育事業としてこれやっとするもんですから、どうしても法の科せがありますから、学校ではなかなか受けていただけませんでした。しかし、教育委員会と学校とも相談しながら、ようやく東小を1クラスあけていただいて、つくってきました。今議員の御指摘のとおり、まだ行き届かないところが多々あると思います。トイレにつきましても小学校ですから、夜はトイレは電気がないというのが、これずっと今までの慣例でございましたので、気がつかずに、今言われたように冬場に6時過ぎますと暗くなりますから。ということで、ようやくことしになってそれがわかって、処理はいたしました、やはり現場と話し合う中でそういうことは出てこなかったんだろうと思っております。今後は、また教育委員会とも御相談しながら、当事者とも最良の場所をつくっていきたいと思っております。学校はなかなかやはり余り教室があるある思いながら私も言っておるんですけど、なかなか使うところがあって、ここは何だ、ここは何だということで、なかなかあけていただけませんので、やはり向こうに向こうの、学校には学校の言い分がございますので、その辺を協議しながら

ら進めてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 西小学校に今度新しく児童クラブができるということですが、東小学校での児童クラブのこれまでの3年間の経験をまた生かしながら、健康福祉課と良いものができるよう協議できればいいなというふうに思っているところです。

それから、東小学校の子供はもう東小学校でというお考えは、子供の安全とか児童クラブへの移動の際の交通事故等も心配されます。そういった安全面等考えるとやはりそのことについては私も十分理解できますけども。ただ学校は学校長が管理している施設でありまして、本来の学校の機能が十分働くようにしないといけないわけですけども、空き教室につきましては、本当に教育内容が年々充実していくといいますか、例えば少人数指導にも、前回にもお答えしてると思うんですけども、少人数指導する際に、部屋を分けて指導したりとか、いろんな教科の特別の教室等が教室を利用して準備されてきてまいりましたので、すぐそこをあけるということはなかなか難しい状況があるということは御理解いただきたいと思います。

今後ともまた健康福祉課それから学校とも、今おっしゃったことにつきましては協議を、研究を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。この件につきましては、学校側と学童保育側、前からいろいろ学校側にもいろいろ注文ついたりとか、同じ学校の子供さん、校長にしてみれば自分の子供みたいなもんです。こっちに行こうが、こっちに来ようが。何かそこら辺で一線がぱっと引かれて。そういうところが非常に高鍋の場合、同じ子供じゃないかと、私なんかいうと、そういう感じで今まで言ってきたんですけど。何か一線を引いて、これ以上領域に入ったらいかんとか、そういうのがすごく強くて、おかしいな、あれだなちゅうようなことも前からいろいろそんな言ってるんですけど。そこら辺をなくすためにも——それは一線ちゅうのありますけど、子供は一緒ですよ、小学校の子供、だからそこ辺はやっぱなおさら現場がそういう学校側と連携、話し合い、そういうのを今後していただきたいと思えます。

それから、22年度に今度学童保育申し込みがもうあつてると思いますが、5箇所ですかね、その人数とその振り分けですよ、調整、そこ辺をお伺いしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 5箇所の当初の申込者数と調整後の人数でございますけど。それから定数につきましては、なでしこ児童館が50で、そのほかは20名でございますが、当初申し込みが東小が41名、調整後が35名、それからにしん保育園が27の27、それから高鍋幼稚園が13名の27名、それからなでしこ児童クラブが57の57、西小学校が22の23ということで、東小が大幅に多かったものですから、高鍋幼稚園との調整をさせていただいて、今申し上げたような状況になっております。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。先ほど言いましたように、小学生は小学生ちゅうあれですけど。いろんな事情があって振り分けとか、そういうのをしなければならぬんだと思いますけど、ほかの児湯郡の状況を見ますと、一応ずっと調べたんですけど、非常に少ないです、学童保育所が。高鍋は非常に多いんですけど、やっぱ多いということはそれだけそういう子供さんも多くて、また反面、仕事がやっぱそういうなかなか5時過ぎごろにぴしゃぴしゃ終わるとかじゃなくて、いろんな職種の人がいっぱいおられるから結構こういう学童保育に預けられる保護者の方が多いんだと思うんですよ。パートの方なんか1箇所パートやなくて2箇所ぐらいかけ持ちでやっておられる方とか、そういう関係で遅く迎えに来られたりとか、ほかの町なんかと比べると、じいちゃん、ばあちゃんたちがおられて、かわりに迎えに行かれるとか、そういうあれもあるんじゃないかと思うんです。高鍋の場合は、意外とそういうもう独立した若い夫婦で、子供さん持っておられるところ非常に多くて、そういう迎えにかわりに行ってもらおうとか何かも少なくて、そういう状況で多くなってきたんじゃないかと思います。悪ければ、雇用条件が悪いからそういう時間が守れないっていうところもあると思うんです。これもうそこに合わせてやらなければこれはもうしょうがないと思うんですけど。今後その教室ですね、そこら辺の確保ちゅうの非常に難しいかしれませんけど、やはりやっぱ将来を担う非常に大事な子供さんたちですので、やっぱそういう楽しみながら学童保育利用できるようなそういう雰囲気づくりに専念していただきたいと思います。

それでは、続きまして、蚊口浜の海岸保安林ですけど、これ町有林ですね、町有林それから国有林、そこ辺のその面積といいますか、そこら辺の何ヘクタールぐらいあるかちょっとお伺いします。先ほど、町長からちょっと言われたんですけど。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 町が幾ら、県が幾らという数字を持ち合わせておりませんが、保安林と公益的機能の高い重要な松林ということで、町有地、国有地を含めて13ヘクタール程度あるということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 前の一般質問のとき、ちょっと質問してから一応変わってるかしのれないと思って、意地悪でしたわけではないですけど。結構です。

町有林は、都農の河野さんですか、河野製材。伐採しておられた。私も行って、立ち寄っていろいろ見させていただいたんですけど、西都児湯森林管理所の管轄のやつです。あれがもういろいろ聞いたりあれしたとこ、3月20日までに520本ぐらい切り倒すということで、ちょっと本数が多いから間違いじゃねえかなちゅうような感じもしてたんですけど。結構倒してあるんですよ。問題はその切り倒されるともう10分か15分ぐらいあったら、こんくらいの松はもうばっさばっさ倒して、4人ぐらいですっばすっば切って簡単に片づけるんですけど。その刈った後ですよ。その現場のほうに大きいやつは製材所が

持って帰られたんですけど、あとの枝とか森林管理所が刈った後、そこは残されているんですけど。

課長のほうにも前、あとのシロアリ、こういうのが物すごいあれして非常に迷惑してるちゅうことで、前、蚊口浜周りよる時にいろいろ言われて、ちょっと携帯借りて、課長ちょっと電話かわってからしよっちゅう役場行っているいろいろ言ってるから、直接課長に話してくるやちゅうて、携帯渡して話したんですけど。その場合も切り倒してそのまましてあるとかいうことで。あとのそういった苦情といいますか、それほったらかして非常に迷惑がっておられるわけなんですけど。

で、課長、非常に詳しいでしょうけど、キジラとシロアリ、これらは、どんな違うんですか、ちょっと何でも課長知ってるからちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。一般的に言われてるキジラはシロアリのことだろうと推測いたします。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） どうもありがとうございます。いろいろそういうの現場やらで、いろいろ聞くけど、明解な回答がなかなか得られんですね、インターネットで調べてもらったりもしてちょっといろいろしたんですけど。

農林振興局なんかに言わせると、土に戻すと。そういうのだからそこに置いとって置いて。置いとったら腐れてからシロアリが出てきて、火災予防にも危険じゃないかちゅうけど、法的には何かそういうこと言うんですけど。それで、浜の人にちょっと聞いたんですけど、やっぱりシロアリで被害に遭ってるとこ何軒かあるんですよ。特にひどいのは切ったあと下の皮があるでしょ、あそこはぐとすごいですよ。去年刈ったやつに今ごろ、まあ、小さいけどいっぱいついてます。夏ごろにどんどん大きくなって産卵して羽が出てから飛び立っていくんでしょうけど。その苦情が何とかしてもらえんだろうかちゅうことで。実際、先日、今度は倒したやつを持っていく場所も非常に困ってるんだと思うんですけど。前からいろいろ話すように、倒したとこで消毒するちゅうことで、それから運ぶちゅうような回答得てるんですけど。なかなかそれがまだ実行されていないちゅうような状況で。

私の家も3年ぐらい前大工さんからテラスをつくってもらったんですけど、シロアリが入ってきて、何本か柱やられたんですけど。だから、浜辺の人たちが、浜辺っていったらあれですけど、海岸べたの人たちが非常に神経質になっておられて、何とかしてくれと言われるのがよくわかるんですよ。やっぱ財産が食い荒らされるわけですから、そんな小さい虫たちにですね。そこ辺の処理ですよ、刈った後の。そこ辺はどんなに今後されるのか。そこら辺ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。保安林の枯れた松の処理の仕方としては、

大きな木質部分については運び出すことは可能ですけれども、それ以外については現場に置くということで、ルール上はなっております。ただ、御指摘のとおり、地域住民の方の御心配等もあって、昨年から公園あるいは墓地等のすべての小枝等とはいいませんけれども、でき得る限り私どもの課の職員で対応しております。それに関する予算等もありませんので、職員の手があくとき、あるいは運搬する車があるとき、そのようなときをねらってやっておるところでございます。

今後につきまして、先だっても担当職員と話をしたところでございますが、私どもの課の職員だけでは手に負えない部分があります。率直に申し上げますと、公園であれば公園の管理の課がございます。それから、墓地であれば墓地の管理をする課がございます。それぞれの所属課と今後そういう場合が出たときには、対処に向けて努力をしていきたいというふうに、産業振興課の立場では考えておるところでございます。大変苦慮をしております。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。海水浴場からキャンプ場です、キャンプ場あたりずっと見て回るとわかると思うんですけど。すごいですよ、切り倒した後の枝が。そういう遊歩道といいます、そこら辺までもばさんばさん落ちて。私はもうほとんど毎日あそこへ行くんですけど、すごいですわ。切り倒した後が。実際あそこ辺歩くと、非常に障害物みたいになるし、何ていうんですかね、もう火災予防、そんな面から見たら本当に危ない限りですよ。あそこにキャンプ場におじさんが寝泊まりしておられる、もう周りはおみくずだらけで、ちょっと火でもつけられたらそこら辺はもうすべて松林はもう燃えてしまうような状況ですね。松葉がまたすごいいし。そのままだから。厚くなってます。あそこはやっぱ高齢者の方散歩されたりとか、中には松林をクロスカントリーがわりにずっとランニングされたりとか、いろんな方たちがいるわけですよ。まず、何かちょっと休みのときにトラックで持って行って、ばあっと積み込んでどっか持っていけば、すぐりっぱになっとんなあちゅう感じです。あれ、どこがそしたら一体やるのかなと思ったり、そのまましてあるから。非常にあそこら辺、カキを食べられる方とかいっぱい来られるんですけど、非常にやっぱ、どうしてんだこれと言って、どこが片づけるとか、やっぱそんな話でるんですよ。だから、そういうような、早急にどっかほかのところに運んでいくちゅうことできないんですか。ただ巣に帰すとか言うて、巣に帰したら何年先巣に帰るかわからない状況で、それよりもその危険性とか火災予防上考えたらどっかほかんとこ持っていくとか、1箇所。そういう処置をとるほうが大事じゃないかなと思うんです。僕に言わずと、よだきぼだから巣に帰せとか言ってほったらかしこまったとしか思えんとですけど。そこら辺どんなですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。ルールはルールとして御理解をいただきたいと思います。ただ、現状ある部分につきまして、少なくとも私どもの課の職員は先だつての大雨の日がそれを運搬する予定日として考えておりました。たまたま大雨で動くこ

とができずに今もきょうもそのような形で残っておるところです。でき得る限り、片づけていきたいとは思いますが、じゃあ、その運んだ松をそのままに運んだ先でしてあげば、同じようにその地域でシロアリが起こるといことになります。どこかでいろんな問題が起きるといこと、なかなか本当に先ほども申しましたけれども、苦慮をしておるといことを御理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。伐採したそこで、その場所で駆除するちゅうこと、運んだ先で駆除じゃなくて、そこでやりますとい、そういう回答を得て、だからいつするのだろうかと。同じであれば1年先ぐらいですね、私に言わすと、そういうあれもろうたの。

で、そのままずるずる延びてきて、例えば、日豊本線の古港のこっち50本ぐらい枯れて、去年ですか、ありましたよね。

あと少しは、一緒に片づけたりして、まだいっぱい残っているんですけど、あそこもずうっと枯れて赤松みたいになってたですね。で、これ、又聞きですけど、小学校1年生の子が、松っていうのは赤い松だと、全部もう枯れているから、あそこは、浜のほうじゃなくて。

まあ、そう言われてみると、そんげ思う子供もおる。おってもしようがないなっちゅうぐらい。あと、20本近くの細いのがまだ残っておる状況ですけど、いずれ全部枯れるでしょう。薬剤なんかも全然注入してないし、防風林として生えているやつでもないし。

だから、そういったあと、やっぱりその地域住民の人たちに不快感を与えるとかですよ、見た目にも非常に美観上も非常によくないっちゅうのは、やっぱ、これ、だれが見ても同じことですので、やっぱりそういうのは対処すべきじゃないかなと思っているんですよ。

なまじっかいんな規則とかルールとか振りかざしてやるんじゃないかって、そういうのも使いようによっちゃ、いいほうになるし、悪ければ悪いほうになるし、そこ辺もひとつ早急に結論を出していただきたいと思います。どうですか、一言。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 先ほどから申しますとおり、ルール上は、その場で処置といことがあります。しかしながら、できる限りのことをやろうとする姿勢について、私どもは評価をしていただきたいとそういうふうにあります。できる限りのことを職員の体力を持って、今、対処しておりますので、それを続けていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 誠意というのは態度で出して示してください、口だけじゃなくて、それ、運んだり、そこ対応するのが、そういった担当課の姿勢でもあるし。

続きまして、運動公園の多目的広場の件ですけど、これ、町長、教育長から答弁があったんですけど、言われることはごもっともです。わかります。

で、これは指導者の方ともいろいろ話したりして、確かに私、後藤議員、山本議員もソ

フットボールチームに入ってあそこで練習しているんですけど、大人の場合やったら、ちょっとエラーしたりイレギュラーしても、そりゃもう年やからへたくそになったって片づけられたりするところあるんですけど、小学生のそういう野球している子供たちの対外試合なんか、そういうとこでしたいちゅうこと、もちろん場所の確保ちゅうことですけど、草が生えているところでも、上達する過程においてはそういうとこで練習するのもいいんですけど、試合なんかするときは、ある程度、そういう草がないようなでこぼこじゃないとこ、そういうとこでしたいちゅうあれがあって、話が出てきたんですけど、多目的広場でするんで、いろんな方が使っているちゅうのはわかるんですけど、両方2面ですね、何とかできないだろうかと、そういう相談を受けて。

まあ、隣に球場があるんですけど、あそこ球場を使うかって、なかなかそんなにいろんなまた行事が入ってくるだろうし、東小の場合は、もうずっと草1本ないとこでやっているんですけど、かちかちのところ。

で、行政も町のほうとか教育委員会とかそちらのほうでどうしてもだめだと、そういう方針であれば、これはもうしようがないことですけど、子供たちも一生懸命そういった練習もしているし、また試合をして、また上達もしたいしというような、そういう気持ちの上でのそういう要望が上がってきたもんだから、そういうことで上げたんですけど、そこら辺、また検討する余地がありましたら、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、黒木正建議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。25分から再開をしたいと思います。

午後2時17分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、7番、柏木忠典議員の質問を許します。

○7番（柏木 忠典君） 私は、22年度の水田農業方針について、教育事務所の再編について、小児生活習慣病についての3点についてお尋ねをしたい、そういうふうに思います。

農家の方々も今、一番大変忙しい時期ではないかというふうに思っております。今月末などには、郡内、町内一帯ともに田植え等が終わりまして、本当に忙しい時期であろうと、そういうふうに思っているところです。

今回、水田農業方針については、政権交代によりまして、新しく水田実施方針として現在、新たな対策が検討されている。国は、食料自給率の向上や水田農業の経営安定を目的として、平成23年度から戸別所得補償制度を導入するとして、平成22年度に制度の円滑な実施に向けて、米を対象にしましたモデル対策が実施されようとしているところでござい

ます。

モデル対策では、水田利活用自給力向上事業、それと米の戸別所得補償制度モデル事業と、2つのそれぞれの事業実施しようとしているところでありますけれども、それぞれの事業内容についてお尋ねをしたい。

また、これも本町の新規事業というふうに思っておりますけれども、地域の特性を生かした新しい転作物として、焼酎麴加工米の取り組みが計画されているようでございます。事業内容についてお尋ねをしたい。

次に、教育事務所の再編についてお伺いをいたします。

現在、県内に7教育事務所があるわけでありますけれども、平成22年度の4月1日より、3教育事務所に再編をされると聞いております。編成に当たり、各市町村の意見、要望等は十分に踏まえているのか、そういうことをされて再編されたのか。なお、再編の内容をお伺いをいたします。

次に、ふえる小児生活習慣病についてお尋ねをいたします。

私たちが運動会とか卒業式、入学式、いろいろと御招待を受けて小学校なんかに行くわけですがけれども、最近の子供たちを見てみると、非常に肥満児が目立って多いなど、いつもこう思っておるわけですがけれども、また、幼稚園や保育所にも肥満児の予備軍が大変多くいるという状況に、非常に危機感を覚えるわけではありますけれども、肥満児や高脂肪血症などの生活習慣が引き起こす生活習慣病。以前は、本当に大人たちがかかるとわれておりましたけれども、今では、子供たちも生活習慣病や予備軍が非常にふえている。

小児生活習慣病と呼ばれているようでございますけれども、大人には昨年4月より、特定健診などで国を挙げての取り組みが始まっているようですけれども、子供への対策は余り広がっていない。

子供のころから、このように改善していかなければ、大人になって生活習慣病につながる可能性が非常に大きいわけです。関係者の皆さん方は、早期の予防が必要と今、全国でも訴えているわけでありますけれども、本町での現状、また対策はどのようにされているのかお伺いをいたします。

あとは発言席において質問をしたいと、そのように思っております。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、平成22年度からの水田農業における戸別所得補償制度についてであります。この制度は、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する必要が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接的に支払う戸別所得補償モデル事業、水田を有効活用して麦・大豆・米粉・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を支払う水田利活用自給力向上事業の2つの事業からなっております。

戸別所得補償モデル事業の内容といたしましては、定額部分として、生産調整のための

生産目標面積を達成した販売農家に対し、全国一律に10アール当たり1万5,000円。変動部分として、当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額をもとに、変動部分の交付単価を算定し、交付するものであります。

次に、水田利活用自給力向上事業の内容といたしましては、生産数量目標の達成にかかわらず、水田を有効活用し、戦略作物を作付けした農家に対し、水田での作付面積に応じ、全国统一価格で交付するものであります。捨てづくりを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需要者との出荷契約などの確認が必要となるものであります。

次に、焼酎麴用加工米についてであります。町内で焼酎を製造している黒木本店で、飼料稲の適合種となっている長粒種のミナミユタカが、焼酎用の麴米によいのではないかと、平成21年に試験栽培、試験仕込みを行ったところ、大変よい結果が出たと聞いているところであります。

この飼料用稲ミナミユタカは、平成21年に町内に55ヘクタールが栽培された実績があり、この同一品種のミナミユタカを農家の方が麴用米としての栽培し、地域流通させることで、転作作物の加工米とすることができるものであります。

これまで、本町は一般加工米で転作推進を行っている経緯があり、麴用米を新たに転作作物として推進することも有効ではないかと考えているところであります。

また、地域や農業者が一体となって、実需者ニーズに即した生産流通を行うことは、水田農業を中心とした農産物の需要拡大を図るだけでなく、精米加工業者、農業協同組合、実需者が連携することで、高鍋町における新たな農商工連携の形が見えてくるのではないかと期待をしているところであります。

次に、将来を見据えた早期の予防対策についてであります。平成20年度の乳幼児健康診査においては太り過ぎの子供はいなかったものの、1歳6カ月児健診で2%、3歳6カ月児健診で1.6%の子供が「やや太りぎみ」という健診結果でありました。

しかし、最近では、朝食を食べない保護者や夜型の生活を送る若い保護者世帯が年々ふえる傾向にあります。こうしたことから、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時において、母親等に食事や規則正しい生活についての指導や助言も行っているところであります。

また、町が行う出前講座や各種教室においても、参加者に対し食生活や生活リズムを整えることの大切さを伝えていただくよう、家庭での取り組みをお願いしているところであります。

さらに今年度につきましては、高鍋町食育推進計画を策定し、保育園では保護者向けの講話や子供たちの調理体験を行いながら、食の重要性を伝えるとともに、また、地区単位の子供会では調理実習を開催し、参加した親子に調理技術を説明したり、正しい食の情報を伝えております。こうした取り組みが将来の生活習慣病対策につながるものと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育事務所の再編についてお答えいたします。

今回の教育事務所再編に当たり、県教育委員会は教育関係者へのアンケート調査の実施、また、教育事務所職員や市町村派遣指導主事からのヒアリングを行うなど検討し、その結果をもって教育事務所の再編を行ったとしております。

再編の内容につきましては、教育事務所の専門性の向上、市町村合併への対応、行財政改革の推進の3つの観点から、これまでの県内7箇所の教育事務所を中部教育事務所、南部教育事務所、北部教育事務所の3箇所に統合し、1つの教育事務所の規模を拡大することで、教科等の各専門分野に対応した指導主事を配置することができ、より専門性の高い指導助言・援助を行い、本県の教育水準の向上につながるものとしたとの説明がなされております。

教育委員会といたしましては、今後も委員会や学校現場へ、これまで同様の指導助言、または援助の維持・充実体制が図られるよう、児湯地方教育委員会連絡協議会及び児湯地方教育長連絡協議会、また、県市町村教育長連絡協議会を通して教育事務所再編に関する要望書を提出しております。

次に、小児生活習慣病の将来を見据えた早期の予防対策についての御質問です。

以前は大人の病気と思われていた生活習慣病が、最近では子供にも見られるようになりました。現在、小児生活習慣病は、肥満児の5%から15%に存在し、特に小学校高学年以降、思春期の時期に増加傾向にあります。

肥満はすべての生活習慣病を引き起こすと言われております。そのため、小児期の肥満予防や肥満に対する早期発見・早期治療が大切であると言われるようになってまいりました。

肥満の要因として、生活習慣、食習慣の影響が最も大きいと考えられますが、現在、学校では保健分野の指導や食育の中で根気強く、繰り返し指導を行っているところです。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） まず、米の戸別所得補償制度モデル事業についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、農家の方も制度がころころ変わっていくと、非常にわかりにくいということでもありますので、具体的に聞いていきたいと思っておりますが、今、町長が答弁されましたけれども、意欲ある農家が水田事業を継続できる環境を整えることを目的に、通常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して所得補償を国から直接支払いにより実施されるということでありましたけれども、そういうふうには受け取っていいんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） この米戸別所得補償モデル事業、それから水田利活用自給力向上事業ともに、現在、衆議院は通過いたしましたけれども、まだ参議院で審議中でございます。

ですから、確定というような言葉ではなくて、今知っている情報の範囲内でお答えをさせていただきますと。中では、数字部分につきましては、予算という問題がありますので、十分注意をしてお聞きをいただきたいと思います。

現行対策では、米の価格下落部分を除いて、米の所得補償というものはございませんでした。で、米の戸別所得補償制度自体が新たな農家、米づくりの農家に対する対策でございます。その効果がどのようなものが出るのか、非常に期待をしております。

米の価格下落の部分に勘案しまして、本年度までにおきましては、稲作構造改革対策や大型農家限定の水田経営安定対策などの価格下落対策がございましたけれども、従来に比べまして非常にわかりやすい米農家に対する所得対策というようなことは言えると思います。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） まだ、参議院を通過していないということで、数的にはということですが、もう説明等では、いろいろ数字も出てきているわけですが、生産目標に面積を達した販売農家に対しての全国一律、10アール当たり1万5,000円を交付されるということでしたね。

具体的に、米販売農家を対象に、全国平均の生産費と販売価格の差額に対する補償、10アール当たりの1万5,000円が農家に直接支払われる、こういうとらえ方でいいんですかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 今、おっしゃられたとおりでございます。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） もっとはっきりしたことをお聞きをしておきたいと思いますが、例えば私が30アールをつくっておると。その中の10アールをほかの作物をつくったと。従来ですと、これはほかの作物に決まっておった何ぼ何ぼ当たり、大豆とかなんとか。

ところが、今回のシステムは、30アールをつくっておって10アール当たりを何かほかのをつくったと。その作物に対して補償されるのかどうか。それとも、水田をつくったそれ全体の30アールに対して補償できるのかどうか、そこらを具体的にお尋ねしたいと。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） この米戸別所得補償制度モデル事業におきましては、米をつくった部分に対して1万5,000円という数字が出ております。

ただし、これには水田利活用自給力向上事業のいわゆる転作目標を達成した農家に対して20アール分の、例で言えば1万5,000円が出るというようなことになっております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 現行政策との変更点と、今回の対策のポイントっていいですか、あると思うんですが、そこらはどう違うっていいですか、今回のポイントはどのようにしているのかお尋ねをしたい。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 今、この米戸別所得補償モデル事業っていうのは、先ほ

ども申し上げましたけれども、米の生産費、全国一律の生産費で、売れた金額が生産費を上回る場合という設定がされております。

また、下落対策として、その生産費を計算した上で、なおかつ米が従来のに比べて価格が下がった場合は、その差額についても全国平均単価で交付するということとなります。

それは、1万5,000円よりもプラスでまだ出る可能性がある。そのことについては、まだ数字は、その年々で変化するというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 次で、水田利活用の自給力向上事業、1つのモデルでこれがあると思いますけれども、これは、水田を有効活用して麦とか大豆、飼料等米の生産を行う販売農家に対しての一定の交付金が助成されることの説明がありましたけれども、これも、現行にされている問題と、この政策の違いってというのはどこがこう違ってきているんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 現行の対策では、高鍋町水田農業推進協議会が転作作物に対する交付単価を決定し、生産調整を実施された農家、目標達成された農家等に対して、高鍋町水田農業推進協議会から補助金等を交付する対策をとっております。

これに対しまして、新しい新対策については、転作作物に対する交付単価を国が一律単価として決めます。そして、生産調整の達成、未達成に関係なく、国が直接支払いをするというような対策を想定されているようでございます。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 前回、現行と違って助成対策作物が変わってきていると思うんですけども、現行と違っていている作物等々の単価、このような、どのように変わっているんですか、一緒ですかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 全く従来と趣を異にするというようなことになっております。

この新対策においては、麦・大豆・飼料作物が3万5,000円という数字になっております。で、現行を町なり県なり国なりのそれぞれの助成金を合わせておったものが1万2,000円というふうな数字。それから、新規需要米、これが先ほど町長のほうかの御説明にありましたとおり、米粉用、あるいは飼料用稲、それからバイオ燃料用稲、飼料稲などに対しては8万円と。これが現行で最大にアップしましても、6万2,500円というふうな数字でございます。

その他、高鍋でわかりやすいやつで言えば、野菜等が逆に本年度までは1万5,000円、あるいは1万2,000円程度でございましたが、22年度からは1万円というようなことになろうかと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） この事業をこのように22年、23年度からということでの事業が、このように設定されたわけですが、事業を特別、この事業対策とのポイントというのはどこにあるのかお尋ねいたします。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） これまでの対策につきましては、米の生産調整を実行させながら、地域特色を生かした産地づくりを図るという対策でございました。

新対策のねらいにつきまして、先ほど言葉どおりでございますが、自給力向上のために水田農業のてこ入れを行うというような、わかりやすいといえば、わかりやすい表現になっております。

また、助成金を支払う条件として、生産調整の達成がこれまではその条件となっておりましたけれども、新対策では先ほど申しましたとおり、生産調整の達成・未達成に関係なく、助成対象となるということがポイントだろうというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 次にいきますけれども、焼酎麴用加工米、この取り組みについて、これは新規事業ですかね。

先ほどの町長の答弁によりますと、既に焼酎製造本店の黒木本店とのこの稲は何ですか。ミナミユタカ、これが焼酎用の麴米によいと21年度に試験栽培がなされたと。

そして、これを試験仕込みを行って非常に大変よいという結果が出ているということのお答えでしたけれども、この飼料稲のミナミユタカは、平成21年度、町内でも55ヘクタールが栽培されている実績があるということですが、これのそういう焼酎用というか、そういうことに際しての実績といいますか、内容、また用途であったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 昨年は、このミナミユタカという品種を高鍋町内の現地で試験栽培をし、それを収穫作業、あるいは精米作業、そして、焼酎工場での試験醸造という形の試験をしました。

それ以前は、農業試験場において、これが本当にそういう経済的な確立ができるかという準備をしておりました。で、たまたまうまく去年、21年度の場合は、農業委員会さんの御協力等も得ながら現地で栽培することができました。

で、55ヘクタールのミナミユタカの栽培面積があるということは、これは家畜用の飼料稲として家畜が食べる予定のものでございます。今後、これを進めていくということになりますと、55ヘクタール以外にこの麴用米という形で伸びていくわけではないかというようなことを考えているところです。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） このミナミユタカ、この麴米用の加工米についての生産、流通は、今後も含めてどのようになっているのかお尋ねをしたい。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 麴用米につきましては、地域流通という形をとって加工米という表現になってきます。正規のルートということでございます。そして、そうすることによって初めて転作作物として認められていきます。

うまくその生産が始まりますれば、農家が生産、作付から収穫まで行い、地域内の精米所さんで乾燥、調製、それから白米にするところまでを行います。

それから、流通団体としてJA児湯に間に入っていただいて、実需者黒木本店さんですけども、JA児湯より買い取るという流れになっております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 当然、JA児湯とかいろんなところが加わってくるということも考えていいわけですね。

また、この米の平均収穫量、また代金、そしてまた、これに対する助成っていうのはどのくらい出られる——出るっていうか、そういうのはどのくらいか、ちょっとお尋ねします。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 平均的な収量について、去年の経験を踏まえますと、その機械の問題だとかいろいろなことがあります、おおよそ想定をしておりますのが玄米で400キロ程度で考えております。

販売代金としては、1俵当たり5,000円程度でございますから、4万円程度の収入になるかと思えます。

それから、転作助成金が5万円程度は、国・町合わせますと、そのような数字になるというふうに想定をしております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 到底、町の助成金等も含まれているということですね。

次で、この焼酎麴用の加工米、これについての利点といいますか、これを進められる要点っていいですか、そういうのはどのようなあれがあるんですかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 一番の利点につきましては、早期水稲と収穫時期の作業時期が重ならないということで、水田農家の労力の配分調整が容易になるということでございます。

それから、地域内の実需者がいらっしゃいますんで、確実な需要が見込めると、相談しながら生産ができるということ。

それから、先ほどの収穫量で400キロと申しましたけれども、いわゆるミナミユタカみたいな長粒種の米につきましては、相当な収穫を見込む、生産技術が高まれば。

簡単に言いますと、コシヒカリの480キロ前後などを軽く超えていくような数字が出る可能性があります。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） また、この加工米をつくっている中で、考えられる逆に問題点というのは、どういう問題点があるかお尋ねしたい。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 栽培方法がまず、単純に同じコシヒカリと同じ稲だからというようなわけにはいかないということになります。

草丈の高さがコシヒカリの3割増しぐらいの高さになります。そうなってきますと、台風等が来たときの倒伏などが考えられます。

また、今言われておりますミナミュタカにつきましては、飼料用稲として開発されてきたものですから、収量の部分で、まだこれよりいい品種があるんじゃないかというこれからの課題がございます。

それから、米の形そのものが違います、できた米の。コシヒカリ等の丸いころんころんとした米とこのミナミュタカの米は全く形が違ってきますので、例えば、コンバインの網の目だとか、あるいは精米場のもみをするときの網の目、する機械の動作、動き、そういうものところで、全国的にこういう長粒種の米で、そういう乾燥・調製作業等をやっているところが余りありませんので、そういう部分が課題になってこようと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） もうこれは、焼酎麴用加工米、これは新規事業ということで、作付をするときに当然申し込み、いろいろあると思いますが、取り組むときの具体的な手続というのは、どういうのがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 2月に転作座談会ということで、私どもの課の職員、農協等の職員等が各集落等を回りして座談会をしております。その中で御説明をし、水田農業の実施計画書の中に、こうじ米という書き方をしていただければ、それで事務の流れは進んでいきます。

現在、その全体を合わせました数字が9ヘクタールを超えるものが出てきております。400キロ換算しますと三十数トンでございます。実需者の要望としては130トン程度ございましたんで、まだまだ農家のほうに栽培の問題とか、いろんな越えなければいけない問題があるということをお尋ねしているところでございます。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） このことには、もう農家の皆さん方には説明はされたということですね。

次に移りますけど、教育事務所の再編について、先ほど教育長から中部教育事務所、南部教育事務所、北部教育事務所と3教育事務所に編成されるというふうに御説明がありましたけれども、このそれぞれの3事務所の所管区域っていいですか、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） まず、県の教育委員会の関係規則によりますと、先ほどの中部教育事務所、これは現在の宮崎、それから南那珂、児湯の3つの事務所へ併合しまして宮崎市に設置をされます。所管の区域としましては、宮崎市、それから日南市、串間市、西都市、東諸県郡及び児湯郡ということになります。

次に、南部教育事務所ですが、これは都城市に設置されまして、現在の北諸県、それから西諸県の2つの事務所が統合されまして、所管といたしましては、都城市、小林市、えびの市、北諸県郡及び西諸県郡ということになります。

最後に、北部の教育事務所、これは延岡市に設置をされます。現在の東臼杵事務所、それから西臼杵教育事務所、この2つが統合になります。所管としましては、延岡市、それから日向市、東臼杵郡及び西臼杵郡ということになります。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） この児湯教育事務所というのは宮崎のほうに移るということで、私たちが心配しているのは、もう常に青少年健全育成とかそういう立場で常に合流、いろいろやっておりましたけれども、宮崎に行くとかちょっと遠いということになりますけど、編成後の組織体制、どのようになっているのかちょっとお尋ねしたいと。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 特に、中部が一番大きな事務所になる関係で、若干ほかの事務所とは違まして、中部の事務所には、所長、それから副所長、これはほかの事務所には副所長がおりません。それから総務課、それから教育推進課がございます。で、中部事務所の中には、総務課の中に小学校の担当、それから中学校の担当という組織がございます。

それから、もうちょっと具体的に御説明をしますと、各総務課、それから教育推進課には課長がおりまして、その下に担当が決められてまいります。先ほど申しました総務課の中には、小学校の総務担当、それから中学校の総務担当、それから学校人事の担当、3つの担当制がとられます。

教育推進課の方には、家庭地域教育担当、それから宮崎地区の学校教育担当、南那珂地区の学校教育担当、それから児湯地区の学校教育担当というのがおります。

で、先ほどちょっと統合の必要性についての中で教育長が申しましたとおり、専門性の高い指導主事をまとめたいという趣旨があったということですので、専門性の高い指導主事につきましては、地区割がしておりませんが、それ以外の職につきましては、担当地区がすべて決められているというふうに伺っております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 児湯郡の場合は、中部教育事務所、この中で、こちらでも相当教育事務所の中にいられたわけですが、向こうにいくと、それが縮小されるとかそういうことで、児湯地区の担当とかそういうのは、当然、先ほど言われましたように決まっ

ているということですね。縮小された考えの中で、児湯担当とかそういうのが決まるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 事務部分につきましては、はっきり申し上げまして管理職が課長が3つの事務所が統合されれば2人減る。それから所長が1人減るといった感じで減っておりますけれども、それ以外の担当につきましては、先ほど申し上げたとおり、それぞれに担当が張りつけられているというふうに聞いております。

それから指導主事につきましては、先ほどから申し上げておりますが、専門の指導主事が広域にわたって指導していくということでございます。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 再編後も、私ども隔たりのない教育水準を実施していただきたいと。遠距離となる市町村への支援をもうしっかりと支援していただくことを望みたいと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、小児生活習慣病に移りたいと思いますが、県内では、日向市が市単独で2003年より、市内すべての小学校4年生と中学校1年生の子供たちを対象に、小児生活習慣予防健診を実施しているようでございます。小中学生とも、脂肪の異常が年々ふえておりまして、中学校では肥満度増加傾向に非常にあるということで、日向市でも心配をしているようです。

また、県の健康づくり協会などが、県内の小学校4年生と中学1年生の男女を対象に1981年、ですから昭和56年から2006年までに行った調査では、肥満の子供の割合は、学年別ですと3ないし6倍に増加傾向にあると。

例えば、小学校4年生男子には81年度は3.1%だったのが2年度には、2年度から6年度の調査では19.4%にふえてきていると。81年度には3.1%だったのが19.4%にふえていると。本町では、どのような状況になっているのかお尋ねをしたいとそういうふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（永友 吉人君） 先ほどちょっと話がありました小学校4年生、それから中学校1年生の現状について、ちょっとお話を申し上げたいと思いますが、毎年4月に健診が学校で行われております。この結果で申し上げますと、21年4月、今年度の4月、これ年齢、性別、身長別の標準体重というものが決められておりまして、これと実測定との比較で、20%以上の肥満傾向があるものというふうになっておりますけれども、小学校4年生、東小学校が男子で4.8%、女子が13.8%、これ、全国平均で見ますと、男子9.6%、女子が7.6%ですので、東小の女子については肥満傾向が全国よりも少し高いということになります。

で、西小学校の男子7.3%、女子が2.5%ということで、ここは若干両方とも低いという数字になります。

それから中学校1年生につきましては、男子が7.4%、女子が10.0%、これ、全国平均が男子が11.5%、女子が9.6%ですので、ここも女子がやや全国平均よりも高い。

西中学校につきましては、男子が9.4%、女子が4.3%ということで、これ、いずれも全国平均よりも低くなっているという状況でございます。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 県内の市町村によりますと、日向市のように市町村独自の診断を行っているところは、5市町村、県内で、しかないわけですがけれども、小児生活習慣病予防健診というのは、学校健康法の中には位置づけられておらないわけですがけれども、健診を行うかどうかというのは、それぞれの自治体が携わっていかなくやならないという現状が事実のようです。

で、このようにやはり全国平均、町内でも少ないわけですがけれども、子供たちの将来を見据えたときに、小児生活習慣病の早期予防健診をやれば行くと、市町村でも行うべきではないかと私も思うんですけども、そこらを実施される考えはないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） この小児の生活習慣病の予防につきましては、現在、学校におきまして、先ほど健康福祉課のほうからありました高鍋町食育推進計画に基づいて、各学校で食育の全体計画というのを策定しております。

それに基づいて、幸い高鍋町においては栄養教諭も配置されておりますので、学校において食育を進めているところです。

また、保護者の皆様に対しましては、給食だよりとか保健室だより等通して、正しい食習慣についての啓発を行っております。それから、健康福祉課と協力しまして、夏休みに親子の料理教室等も開いております。

現在は、そういう取り組みをしております、現段階でこの予防健診を実施するという事は考えておりませんが、今後の肥満の出現傾向の動向を見ながら、また、考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後藤 隆夫） 7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 厚生省も、この小児生活習慣病、これに対しては調査をしているわけですが、進行ぐあいによっても、第1群、第2群、第3群のこの中で調べているわけですが、これを見ますと、第1群の中でも糖尿病とか、第2群の中には動脈硬化とか、これ子供ですよ、子供にそういうのが非常にふえてきているということですね。

そういうことで、大人の場合は高血圧や糖尿病などが出てくる、病状が出てくるというふうに思うんですけども、子供たちは至って元気なわけですね。そういうことで、危険要因を持っておっても、なかなかこの健診を受けないとわからない面がたくさんあると。そのためにも、この健診というのが非常に大事だと言われてきているわけです。

生活習慣病は、非常に日常全般の改善が必要だと。それによってですから、非常に家族

の取り組みとかそういうのが重要になってくるわけですね。そういうことで、保護者への啓発を進めていってもらわなきゃいかん。それと、家庭と学校が一体となってやっぱり取り組む必要があると、そういうのを思うわけです、私は。

そういうことで、子供たちのこの小児生活習慣病が、そのまま大人になったら続いてくるといいますか、そういうのが非常に大変だというふうに思っておるところです。

そういうことで、先ほど5市町村がそういう小児習慣病の予防健診をやっているわけですが、まだ、うちの場合は、今からの検討課題ということになるかと思えますけれども、将来を見据えた早期予防を実現していただきたいと、そういうことを望みまして私の質問は終わりたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、柏木忠典議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。30分から開始をいたします。

午後3時25分休憩

午後3時30分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは再開をいたします。

#### 日程第1. 一般質問

○議長（後藤 隆夫） 次に、3番、池田堯議員の質問を許します。

○3番（池田 堯君） 皆さん、こんにちは。

○議長（後藤 隆夫） ちょっと暫時休憩をいたします。

午後3時30分休憩

午後3時30分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

○3番（池田 堯君） それでは改めましてこんにちは。午前中は、多数の傍聴者がおられましたけれども、非常に傍聴者が少なく残念であります。気を取り直しまして1つだけ質問をいたしたいと思えます。

私は、通告をしております尾鈴地区土地改良事業について1点のみ質問をしたいと思えます。それでは、質問したいと思えます。

かんがい事業とは、水の必要な地権者が土地改良法にのっとり、応分の負担をして生産性を向上させるのが本来の姿ではないのでしょうか。

現状の尾鈴地区土地改良事業は数多くの問題点があり混乱をしています。国営事業は平成24年には完成し、県営事業が行えるか否かでは重大な問題が発生してくるが、今回は、その問題点を中心に質問を行いたいと思えます。

まず1つ目、川南町の北第1工区は、さきに県営事業として施工されているが、今回は青鹿ダムと水路の補修であり、新規事業としては問題があるのではないか。新規事業であ

ればその根拠を伺いたいと思います。

次に、川南町の尾鈴地区土地改良事業川南町推進協議会会長黒木修氏が、平成5年9月に地権者に配付された尾鈴地区土地改良事業にかかわる国営事業と県営事業の関係についてという文書を本町の推進協議会も地権者に配付したのかしないのか、その点を伺いたいと思います。

なお、詳細の質問の国が土地改良事業費の半減を表明しているが、今後、計画の変更があるのか、2つ目、開閉栓方式について、3つ目、切原川の水利権について、4つ目、県営事業の取り組みについては、質問者席において質問をしていきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。

午後3時35分休憩

.....  
午後3時37分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

尾鈴北第1地区は、平成13年12月に同意が確定しており、現在、施工中であります。尾鈴北第1地区に含ませる旧唐瀬原施設は、昭和15年度から昭和36年度に、農林水産省、高鍋川南開拓事業で青鹿ダムを含む400ヘクタールの畑地かんがい施設が整備されたそうであります。

完成後、相当の期間が経過し、施設の老朽化による漏水が発生していたことや、取水が可能な期間が限られていたことから、水を使いたいときに使えない状況があったそうであります。

このような問題を解決するために、切原ダムを含む国営土地改良事業施設を活用する関連事業として、旧唐瀬原地区に、周辺の畑を新たに取り込んで590ヘクタールを対象とし、平成13年度から県営土地改良事業尾鈴第1地区に着手し、年間を通じて安定的な用水使用を可能とするため整備を行っているそうであります。

そのようなことから、切原ダムの水も使用いたしますので、県営事業としては新規事業であると言えるかと伺っております。

次に、文書については、川南町推進協議会のものであり、高鍋町推進協議会としては同様の文書は配付しておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 北第1工区に関しては、切原ダムの水を使用することにおいて県営事業の新規事業採択が可能ということですが、さきに行われた県営事業に関しまして相当年数がたっておるということですが、補助期限はさきの事業に関しては切れておるんでしょうかね。切れてない場合においては、私の認識では、次の補助事業はできないと思うんですが、そこ辺はいかがでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 土地改良施設の場合には、耐用年数が50年、あるいは100年といろいろございます。この場合は管施設とありますので、50年程度ではないだろうかというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） そうなれば、まだ補助金が残っているというふうに理解していいですね。

高鍋町のこの議場で、町長を初め相手に、この問題を問うてもどうもなりません。後でいかがかな、まあ対応はなされると思います。

2番目の推進協議会の文書配付、町長は、これ平成5年ですので、議員でもなかったですよ。だから、当然、御存じないと思うんですが、まあ私も知らなかったんですが、文書配付はないということですよ。

それでは、これに似たような指導なり何かをされたという経緯はございませんか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 高鍋町といたしましては、そのような指導をしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） はっきりこの議場で断言されましたから、非常に安心しております。

これは川南町において非常に問題になっていることであるらしいです。本町はないということだから、素直にまともに県営事業の同意取得ができるものというふうに思っております。

そこで、この受益面積158ヘクタールというのがあるですよ。これは国営申請時の受益面積が1,580ヘクタールですよ。これ、計画面積とすると、同意取得率が83.何%であったということだから、当然、17%は受益面積から外れておるということで、これはもう本当素人質問でしょうけども、私もちょっと確認したいと思いますので、そこをお答えください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 1,500で高鍋町が百九十数ヘクタールになります。高鍋町の場合の同意取得率は92%でございます。

○3番（池田 堯君） これ、申請時が2回目で83.何ぼでしょう。

○産業振興課長（長町 信幸君） 千五百数十ヘクタール、都農、川南、高鍋の同意取得率はそういうことになります。

○3番（池田 堯君） それが1,580なんですか。

○産業振興課長（長町 信幸君） そのようになります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） これは、詳細質問の中の県営事業の段階でも聞きたいと思うんですが、1,580ヘクタールが、要するに今回、壇上で質問したように北1区の400、それとほかの地区の例えば100が県営事業から離脱した場合、1,000ヘクタールを割るということになるとと思いますが、その場合はどうなるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 先ほどの国営事業に対する同意取得率からいきますと、国営事業についてはもう成立をしております。県営事業については、それぞれの工区ごとの同意取得によって70%以上の水準をもって決まっていくものというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） この点は、県営事業についてで、また後で伺いたいと思います。

それでは、通告にあります1番目の国が土地改良事業費の半減を表明しているが、今後、計画の変更があるのかという、事業計画の変更があるのかということと、自主的な事業年度が延長せざるを得ないのか、そこ辺を伺いたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 国の土地改良事業予算についてであります。国の平成22年度予算案における土地改良予算は、前年度比36.9%に削減をされております。

一方で、国営事業の地域ごとの箇所づけは決定していない状況であることから、尾鈴地区の来年度予算は未定であります。

そのような状況でありますので、尾鈴地区国営事業の工期に影響がある可能性は高いと思われませんが、計画変更については現在のところ把握できておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） これ、平成21年12月22日、農水省が農業ダムを総点検結果というものをを出しておるんですね。

その中に切原ダムがあるんですが、その中で、対応の方向性についてということで切原ダムは国営事業について所要のコストダウンを図った上で早期に完了するという方向性を出しておるんですが、コストダウンということになると、今の290億円が下がるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） そのような要旨であったことは理解できておりますが、具体的にどのようなコストダウンをするのかは承知しておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 早期に完了ということをやっています。

先ほどの町長の答弁では、のぶんじゃないかということでありましたけども、どっちなんですかね、町長。町長が思っておられるところは、のぶじゃろうということなんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、課長が申しましたのは金額のことですが、私が言うのは、やはり予算が少なくなれば、それほど延びるんじゃないかという考えであります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 町長、先ほどの答弁で、県営事業についてはまだ箇所づけがなされていないからわからないということですけども、前年度比67%、土地改良事業費が減るということになれば、必然的に年度を延ばさないと、現状の計画自体は成り立たないですよ。結果、県営事業は相当のぶという判断でいいんでしょうかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 今の国営事業費部分が確かに減らされております、まあ予算案としては。今後、土地改良全体の県営事業をやられる場合におきましても、国の補助等を受けてやられるわけでございますから、全体の事業費が少なくなってくれば、私どもが考えている県営事業等についても、少なからず影響があるものと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、2番目の開閉栓方式についてということに移りたいと思います。

この開閉栓方式の法的根拠は何条にあるんですか、改良法の。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 土地改良法第36条に規定されているようです。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 36条は、これで見ると何項もあるんですが、何項ですか。

○議長（後藤 隆夫） 暫時休憩をいたします。わずかですので、このままお待ちください。

午後3時50分休憩

.....  
午後3時50分再開

○議長（後藤 隆夫） 再開をいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 第1項でございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） ああ第1項ですか。私は第2項ではないかと思ったんですけど、これを具体的に御説明ください、1項。よく私はわかりません。どこをもって当たるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 36条1項においては、「土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収できる」と。これに基づいて賦課する、しない等の土地改良区内の意思決定ができると。

それを「前項の規定による賦課に当たっては、地積だとか用水量、そのほかの客観的な指標によって、土地が受ける利益を勘案して決定しなければならない」というのが2項だというふうに考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 開閉栓方式をとると、当然、川南町においては、本町はわかりませんよ。栓をあけなかったところは、経常賦課金は要らないということになると、これは未施工地区になるんじゃないんですか。まずそこから。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 具体的に、その県営事業として管、水路が設置をされるわけですから、未施工地区とはならないというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） この36条にもあるように、申請時の受益面積からというところからして、受益を受けなければならないんじゃないかなと思います。開閉栓方式をとって、私が今言う栓をあければ水の恩恵は受けないんじゃないですか。受けないということは受益が発生しないということじゃないんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 具体的に、その野菜に水をかけるから云々というよりは、ここで施設を設置することによって、水の利用する権利を有するという部分で受益を受けたというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 改良法において町執行部側はそういう解釈であろうと思いますが、私は、補助金適正化法からすると、ちょっとまずいんじゃないかと思うんですか、いかがですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 補助金等の適正化に関する法律だったと思いますが、直ちに利用しないから法に違反するというようなことではないと思います。将来的に、どのような形で利用されるかによって、その答えはおのずと変わってくるというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、別な方向からお尋ねしたいと思いますが、川南町において北第2区工区において異議申し立てがなされたということを午前中の中村議員も言われましたけども、これはなぜ異議申し立てがなされたんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 異議申し立てをされて以降、促進協の会合等を開かれておりませんので、いろいろ聞き及ぶ範囲内ということでお答えをしたいと思います。1つに、確かに水があるのかどうかという不安、あるいは今後とも水を使わないのだとい

うお考えの方、それから将来の負担割合、負担が自分は高齢の農家であるので、払えない可能性があるというような心配をされた部分等があると聞き及んでおります。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今、課長が言われた不安に関して解消するために、開閉栓方式というものが考え出されたんだと私は思うんですね。

今回の異議申し立ては、多分、土地改良区の総代会の議決がないということではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 確かに土地改良区が、第2については設立をされてないように聞いております。

しかしながら、川南町においては、町において負担をするという条例がそこに定められておりますので、その前提に立った上でのお考えになれば、そのような不安は余り起こらないのではないかとこのように考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 課長、町の条例と今回の土地改良区の存在とは関係ないと思いますよ。条例が何ぼ設定されとつても、当然、土地改良区の設立と総代会の議決がないとできないと思います。

それはなぜかという、去年の県議会において函師議員の質問の中に県の答弁があるわけですね。36条適用で、それにつけ加えて土地改良区の総代の議決が要するという答弁であったと思いますよ。

そうすると、36条と土地改良区の設立、総代会の議決という条件がそろえば合法ですよ。まあ合法か違法かということは去年お聞きしまして、県が認めるんだから合法だろうという答弁をもらっておりますから、まあ間違いないと。そこに、今回、つけ足すのは、土地改良区の設立があり、総代会の議決があればよいということですよ。

本町においては、請願特別審査委員会においても、1年余りやっておりますけども、まだ結論が出ないという状況にあります。

それで、その中で、小丸川土地改良区の一部であります染ヶ岡土地管理組合の理事会の決定がなされたんですよ。その中には、開閉栓方式をとってくれということが言われておるんですが、それは1土地管理組合の決定事項であると思いますけども、将来的には小丸川土地改良区を構成する有力団体ですので、当然、内輪連合ということですから、その決定がなされると思うんですね。

そこで町長に伺いますが、先月の19日に農林水産省に要望陳情に行かれておるんですね。で、町長にはお渡したと思いますが、衆議院予算委員会第6分科会速記録というやつ渡してあるんですが、この中で郡司副大臣が、19日、知事と3町の首長さんがお見えになり云々とあるんですよ。その中で、この開閉栓方式を問うておるんですね。

その答弁が、「地区にはいろいろな形があるものがございますから、一概にそのこと

をもって、よいとか悪いとかいうことは言えない」と。「今のところ、県の判断を尊重するというところをさせていただいているところでございます」と答弁しておるんですね。

要するに、県の推進する、町長も推進されております陳情された尾鈴畑かん事業を推進するためには、県は開閉栓方式をとるということですよ。

当然、知事と同行されたわけですから、そういう要望をなされたはずですよ。いかがですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 知事はそういった方向でお話になりましたから、私は聞いておりましたが、陳情といたしましては、窓口では改良区ともいろいろお話をしておりますので、何も申し出もないし。さっき議員は決まったと申されましたけど、私のほうには全然聞いておられないので、また来たら、私はそういうふうに、また意見は尊重して動くということでございますけど、またそういった話し合いもしていこうと思っております。

陳情に行って、私が開閉栓方式を云々ということは何も申していません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） おかしいですね、これ。速記録で、正式な議事録ではないけども、ほとんど間違いないと思いますよ。

県知事と3町の首長が来られ、尾鈴地区土地改良事業推進の要望がなされ、特段、地元においては問題がないと。それから、県のとる今の方式を尊重すると町長言われておるんですよ。もう分科会で郡司副大臣が述べておるんですよ。まあ、町長は何にも言われなかったということですよ、ほんなら。

ということは、町長自身は、このような要望陳情が農林省に上がっておる中において、開閉栓方式を今ここで午前中の中村議員の段階でもお答えにならんかったけども、とるか、とらんかはわからんという状況なんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほど議員は決まりましたと、そういうことが、開閉栓方式ということが決まりましたということをお知らせしましたが、まだ、私のほうには全然伺っておりませんので、来てから、まだどっちにするということ、どれにしようということも全然決めておりませんので、それはやっぱり決められたなら、ちゃんと話し合いをするべきだと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 揚げ足を取るようですが、どこと、どこから来たらその協議されるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 改良区、それから染ヶ岡の管理組合ですか、等々とお話があるなら、そういう申し出があるなら、また話し合いをしなけりゃならないと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 改良区から出てくれば、当然、話し合いをして、最終的には議会の決定ということになるかと思いますけど。

そこで、この開閉栓方式をとらなかった場合、同意がとれんという状況が生まれると思うんですよね。まあ、どうするのかと言っても、町長は、おれは答えんと言われるでしょうから、担当課長に聞きますが、想定される最悪のシナリオはどのようなんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 一ツ瀬土地改良事業と同じように、未施工地区の発生がすると。190ヘクタールの全部が、その同意が得られないということは信じられませんけれども、そういうようなことが考えられると思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 確認ですが、一ツ瀬の未施工はもう相当歳月がたっておりますよね。で、会検の指摘が毎年度あると思いますが、指摘でいつごろまで耐え得りますか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 一ツ瀬の未施工地区の解消について、鋭意関係団体等は1市3町、それから県でございますが、協議を進めて、新たな手法はないものかと協議しております。

で、そういう利用を未施工地区と、全体の70%以上の施工をしたにもかかわらず、残り部分をやってないということの指摘を受けるようになってきたのは、ここ数年でございます。その努力を続けておるといって状況でございます。

何年、それでもつかと言われてましても、検査員が御判断になることですから、何ともお答えしようがございません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 会検が最終的に補助金適正化法にのっとって補助金返せといったときですね、相当な今回、尾鈴畑かん、一ツ瀬はさておいてなると思うんですよね。どのくらい、290億円の中の負担を受益面積割ということになるんでしょうけども、大体でいいですから、ちょっとお答えください。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 本当に大ざっぱな数字で申しわけありませんが、1,500に占める割合が十数%になると思います。工事費が290億円と設定したときには、総額で三十数億円になるかと思いますが。ただ、そのうちの県営負担分、町が負担する分等ございますから、それから差し引いていくということになるかと思います。

ただし、せっかくそのような施設ができたとすれば、新たな計画変更等をかまして、新たな水の利用について検討していくということは、我々に与えられた職責だと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今、課長が、多分私が思っておるのは、目的外使用ということでは

あろうと思いますが、私が、調査というか耳に入った情報によると、町長が陳情に行かれた段階で、目的外使用の承諾を国交省からもらったという情報があるんですが、町長じゃなく県知事かもしれません、今、担当——長町課長の話からすると、これ信憑性がある。

一ツ瀬と一緒に雑用水として使えるということでしょうか。それはどうして使えるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 私は、目的外使用を示唆した発言ではございません。目的にかなう、水利権をかんがい用水として使うという目的どおりの計画変更はあり得ないか考えるべきだと、まずはそういうふう考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、次の県営事業についてということに入りたいと思います。最後になります。

この県営事業が、国の事業費が半減、まあ67%削減ということで、まだ仕分けがされてないからわからんということでもありますけども、当然、受益者負担金が出てくるですね、まあ出てこんかもしれませんが。そうした場合において、土地改良区が借入れをし支払っていくんですが、この借入れをする枠自体は、今回の半減という範囲には入ってないんでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 現在、そのよう——御指摘の点については、情報を持ち合わせておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、この改良法40条において土地改良区が借入れする場合においては、政府の出資しておる金融機関から借入れができるということになっておりますが、当然、一ツ瀬の段階でも、債務保証を使用してきたと思うんですが、今回も当然、そのようになるんですよ。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それでは、本当の最後、水利権、切原川の水利権についてちょっとお尋ねします。

切原ダムの有効貯水量が190万トンということですよ。この190万トンは、切原川と宮ヶ原川の流域面積がありますが、例えば、この流域面積に1日、何ミリの雨が降ったら、この190万になるんでしょうか。それとも、1日で足らんければ、何日かければ190万になるんでしょうかね。係長には言っておきましたから。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 御質問の趣旨はよく理解できて、検討をさせていただきます。

ましたが、余りにも法外な数字になります。例えば、切原ダム関係の流域面積が5.83平方キロありますので、それに24時間、100ミリ降ったと設定したときには、1,400万トンの水がダムの地点に流れ込んでくる設定になります。

これは、ただ地下浸透だとかいろんな諸条件をそこに計数として掛け合わせないと、まともな答えだとは言えないと思いますので、そういうことで御理解いただけたらと思います。

そうなりますと、24時間、190万トンたまるとするためには、13.6ミリで計数を除いて、計数の話をするとわからんことになりますので、13.6ミリで24時間で190万トンになるんではという想定をしております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） こういう質問をなぜするかと言うと、190万トンという数字、到底、はかり知れんのですよね。それで単純なる質問ですよね。

190万トン、切原ダムは水がたまらん、たまらんというのが、今まで言われてきたことですよね。簡単にたまるんですね、でしょう。となると、水の足らんという問題はないということになるですよね、今まで危惧されとる状況。

私も去年、一般質問で流域面積が小さくなるとの、水がたまるとか聞きましたけれども、改めてこう考えなおして、今聞いてみると大したことじゃないということですね。で、わかりました。

それで、この切原川に水利権を持っておられる団体、個人というのはどのぐらいあるんですか。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 切原川の水利権についてでありますけど、尾鈴地区に関する河川管理者との協議は、平成18年度に成立し、河川協議を添付するということです。

何箇所あるのかということでございますが、高鍋町に位置するものが2箇所あります。高城堰、それから水利権者は小丸川土地改良区。切原川用水機場の水利権者、やはり小丸川土地改良区の2箇所ということを聞いておりますが、それから、並びに勝利下の水利組合も中に入っているようです。

以上です。

○3番（池田 堯君） これ、川南はないんですか。

○町長（小澤 浩一君） 川南。

○3番（池田 堯君） 15箇所のうちの2箇所は高鍋でっていう説明。

○町長（小澤 浩一君） 今ですね。15の中。

○3番（池田 堯君） が川南ですな。

○町長（小澤 浩一君） はい。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） もう当然、このダム建設の段階においては、水利権者に対して同

意をいただいておりますということだと思いますね。間違えないですよ、とりあえず。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 当然、同意をいただいた上で工事に着手をしております。ちょっとこの資料の中にあるんですけども、ちょっとわからないので、以上の答えでお願いします。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それで、通常、流れておる切原川の流量というのが、年間820万トンという数字が出ておるんですよ、昭和49年のこれは調査で。これはどこが出したんですかね。尾鈴農業水利事業所ですね。

この820万トンが、1日に計算すると、365で割ると2万1,972トンなんですよ、365で割ると。このうちダムにとるのは、これに書いてあると有効——ああダム貯水量か。この820万トンのうちの29%をとるとなっておるんですが、それで、通常の放流が約71%ということになっておりますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） この昭和49年の数字が、昭和33年から平成元年にかけての中で、3番目に渇水の年であったと。そして、まずそれを10年に一度に起こる災害の割合として計算したときに、この802万トンですかね、という数字になるということでございますが、全体、年間の802万トンのうちに持ってくるダムの、ダムに持ってくる数量としては29.4というような、その年次だけのことを考えると、そういうことになります。

ただし、その河川を維持するための流量、それは環境保護だとか魚を生かしておくためだとかいろんな条件で、そこに制限放流量等があります。

それからもう一つ、下流制限放流量というのが、これは水田の作付時期等の問題がありますんで、一概に、毎日毎日とるとということではないということをつけ加えさせていただきます。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） それはわかるんですね。

それで、この資料でこう計算すると、切原川と宮ヶ原川の水量というのがあるんですけど、切原川のほうからすると、1月1日から3月31日までという数字で提示されておるのが、毎秒0.35トンという数字があるんですね。これは年間取水期限の中での最小値ですね。

これを24時間に計算すると3万240立米という数字になるんですが、先ほども年間、施設の流量820万トン、これを1日計算すると2万1,972トンと。とるほうが多いんですよ。

それは当然、雨が降ったときに集めてとるとということかもしれんけど、これはどう見ればいいんでしょうかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） お手元の資料の中にあるかどうかわかりませんが、この円グラフの中で判断をされるのではなくて、水利権者に御説明したものを補強した資料としてお持ちになっておられると、議員が思います。

それによりますと、各月の半旬ごとの予定表が出ておりますね、1年間を通して。その中で見ますと、専ら7月の梅雨時期、それから9月、8月等の台風等の大雨を利用したダムに水をためるという計画案になっております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 今、課長が説明されたから、まあそれがないと切原川には水がたまらんとするんですね、これを見ると。ためようとしたら下流には流れんという状態が出るんですね、この数字を割ってみると。

ということは、台風、大雨のときに、この190万トンか、をためるというふうに理解していいんですね。去年のように台風が来ないときはたまらんとということなんじゃないかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 当然ながら、その制限放流量、それから下流制限放流量の2つを満足させて、その満足させた上で、余剰の水があればためることができるということで、例外的な年がないとは言いがたいので、たまらない年もあるということだと思います、そういう問い合わせによると。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 課長は、まあ正直に言われるから、たまらんとときもあると言われると何となく不安ですね、これは。この190万トンたまるのかなと思いますが、流域面積に13ミリ降ればたまるというこっちゃやから、たまるということでしょうな。

それで、最後に、この水利権者からこれだけの放流で問題じゃというような状況は、苦情とか要望とかいうものはないですか。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 当時の水利関係者に対する説明資料につきましては、非常にざっくりとした資料でございまして、先ほど私が申しましたとおり、大雨のとき、台風のときなどにしか取水をしないというようなことで、通常は自然のまま制限放流等で実行するので、自然、いろんな先ほどの例外的なお話もありますとおりの起りかもしれませんが、お約束事としては、その最低の部分は守るということで回答されているので、そういうふうになるというふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 最後になりますが、小丸川の内水面漁協ですね、この漁協、内水面漁協との協定は結ばれていると思いますが、これ、補償金が出ておるんですね、幾ら出とったんですかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 16年の7月に、いわゆる同意と補償の2つの確認がされたという情報を聞いております。

しかしながら、補償金の額については承知をしておりません。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） 補償金は、この内水面漁協だけに出されたんでしょうか。この15ある水利権者、団体、これ全部に補償金とか補助とかいうものが出ておるんでしょうかね。

○議長（後藤 隆夫） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 先ほどからの議論の中で御理解いただきたいのは、各一般的な農業用に使う水利権者につきましては理論上の影響は与えないということですから、補償ということにはなり得ないと思います。

ただ、漁業権者に対しましては、工事期間中のいろいろなことが起こるといふようなことで補償されたものというふうを考えておりますので、漁協権者だけが補償を受けたものと考えております。

○議長（後藤 隆夫） 3番、池田堯議員。

○3番（池田 堯君） これで終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、池田堯議員の一般質問を終わります。

---

○議長（後藤 隆夫） お諮りをいたします。本日の会議はここまでとし、春成勇議員からの一般質問は18日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会をいたします。御苦労さまでした。

午後4時30分延会

---